

第3期大津市教育振興基本計画
大 津 市 教 育 大 綱

令和2年9月

はじめに

第3期大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱では、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念に掲げ、子ども達に学びの意義や目標を明確に示しながら、学びの質や学ぶ意欲を高め、将来の夢や可能性を広げる教育を目指していきます。

人生100年時代と言われる現在、AI等の技術革新の進展により社会経済システムが大きく変化するとともに、個人の「生き方」や「価値観」もさらに多様化しています。

このような時代を乗り越えていくためには、読み書きなどの基礎的な学力に加え、人としての「感性・創造力」、真に活用できる「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力」、そして、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力と人間性」を身に付けることが求められます。

教育において普遍的な価値として大切にされてきたものを生かしながら、柔軟な発想や感性で新しい価値を創造し、変化を前向きに受け止め、将来の夢や志の実現に向けた可能性を広げる教育、社会の一員としての自覚のもと、主体的に考え、判断し、行動できることを大切にする教育を目指すとともに、それぞれの個性を認め、受け入れ合う包容力と異なる価値観を尊重する心を育んでいきます。

また、人生100年時代を迎え、生涯にわたって学習する機会の重要性が増す中であって、学んだ成果を自分の人生やより良い社会の構築に生かすために、これまで以上に生涯教育に力を入れる必要があると考えています。

今後、本計画に基づき、家庭、地域、学校をはじめ教育に関わるすべての皆様と手を携えて「学びの環境づくり」を進め、夢があふれるまち大津の実現に向けて取り組んでまいります。

結びとなりますが、「大津市教育振興基本計画策定懇話会」の委員の皆様、パブリックコメントでご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げ、挨拶いたします。

令和2年9月

大津市長 佐藤 健 司

令和2年、市立幼稚園、小中学校は、新型コロナウイルス感染防止対策を優先する中での教育活動を余儀なくされ、これは、公民館をはじめとする生涯学習、社会教育の場にも同様の影響が及びました。

「超スマート社会（Society5.0）」や「AI（人工知能）」に代表される今後も、経験したことのない予測困難な時代であり、こうした時代を乗り越えるためにも、改めて、教育の意義や目的を再確認しながら、新たな方法を創意工夫し、人がつながり、学び、高め合う教育を行うことが重要であるといえます。

このような中、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念として、令和6年度までの本市教育の方向性を示す第3期大津市教育振興基本計画及び教育大綱を策定いたしました。この計画では、基本理念に基づく5つの基本方針、20の施策項目、さらに、5つの重点アクションを定め、学校教育、家庭教育、社会教育の充実、生涯にわたる学びの推進などを明確に示しています。

学校教育では、新学習指導要領に基づき、個別最適な学びや協働して課題解決を目指す学びへの転換、幼児期から多様性を尊重する心や人間性を育む教育などを推進します。さらに、一人ひとりの子どもに焦点を当てた適切な支援や、教育環境の整備に努め、安心・安全な学校づくりを進めます。そして、これらの教育改革にあたり、各学校は地域の特色を生かしつつ自主・自律的な学校運営を行い、子どもや保護者、市民の信頼につながる教育活動を行います。

家庭教育では、その重要性を大人が再認識し、家庭が子どもの人間性の基礎を形成する場となるよう、家庭教育の充実につながる学習機会や相談活動に努め、家庭、地域、学校が互いに連携・協働しながら社会全体で子どもの成長を支える取り組みを示しています。

そして、今までから大切にしてきた大津の魅力ある自然や歴史・文化の継承、思いやりや認め合いなどの人権意識の醸成を図り、「人生100年時代」と言われる中、学ぶ仲間同士がつながり、学んだ成果をまちづくりに生かす生涯学習社会の構築を目指します。

今後、市民の皆様はもとより、企業、大学、団体、NPOの皆様のご支援、ご協力を賜りながら、新しい価値を創造し可能性を追求することのできる、そして、笑顔輝く大津の教育の実現に取り組んでまいります。

結びになりましたが、パブリックコメントにご意見をいただいた市民の皆様、策定懇話会委員の皆様など、多くの市民、教育関係者の皆様に、心から感謝申し上げ、ご挨拶といたします。

令和2年9月

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の範囲	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 大津市の教育をめぐる現状と課題	5
1. 社会情勢の変化と教育環境をめぐる動向	5
2. 第2期基本計画の振り返り	11
第3章 大津市の教育の基本理念と基本方針	18
1. 基本理念（目指すべき教育の姿と人間像）	18
2. 基本方針	19
第4章 重点アクション	22
1. 重点アクションの位置付けと方向性	22
2. 重点アクションの内容	23
第5章 施策体系	41
基本方針1 次代を生き抜く力を育みます	41
基本方針2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます	50
基本方針3 次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います	58
基本方針4 社会全体で子どもを育てます	63
基本方針5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します	68
第6章 計画の推進に当たって	73
1. 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携	73
2. 計画の進行管理と見直し	73
3. 計画の周知	73
資料編	74

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成18年（2006年）12月に、公布・施行された改正教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念等のこれまでの教育基本法を大切にしながら、新しい時代にふさわしい教育理念を定めています。また、同法17条では、国に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針及び講ずべき施策に関して、教育振興基本計画の策定を義務付け、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

さらに、平成26年（2014年）6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などに資するため、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が定めることなどが規定されました。

本市では平成27年（2015年）7月に「第2期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下、「第2期基本計画」という。）を策定し、諸施策に取り組んできました。

この第2期基本計画は、令和元年度（2019年度）で最終年度を迎えることから、この度、これまでの取組の成果と課題、国や県の教育基本計画、社会環境の変化を踏まえ、今後の一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として、新たな教育等の振興に関する基本理念、基本方針、取り組む施策を示した「第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」を策定しました。

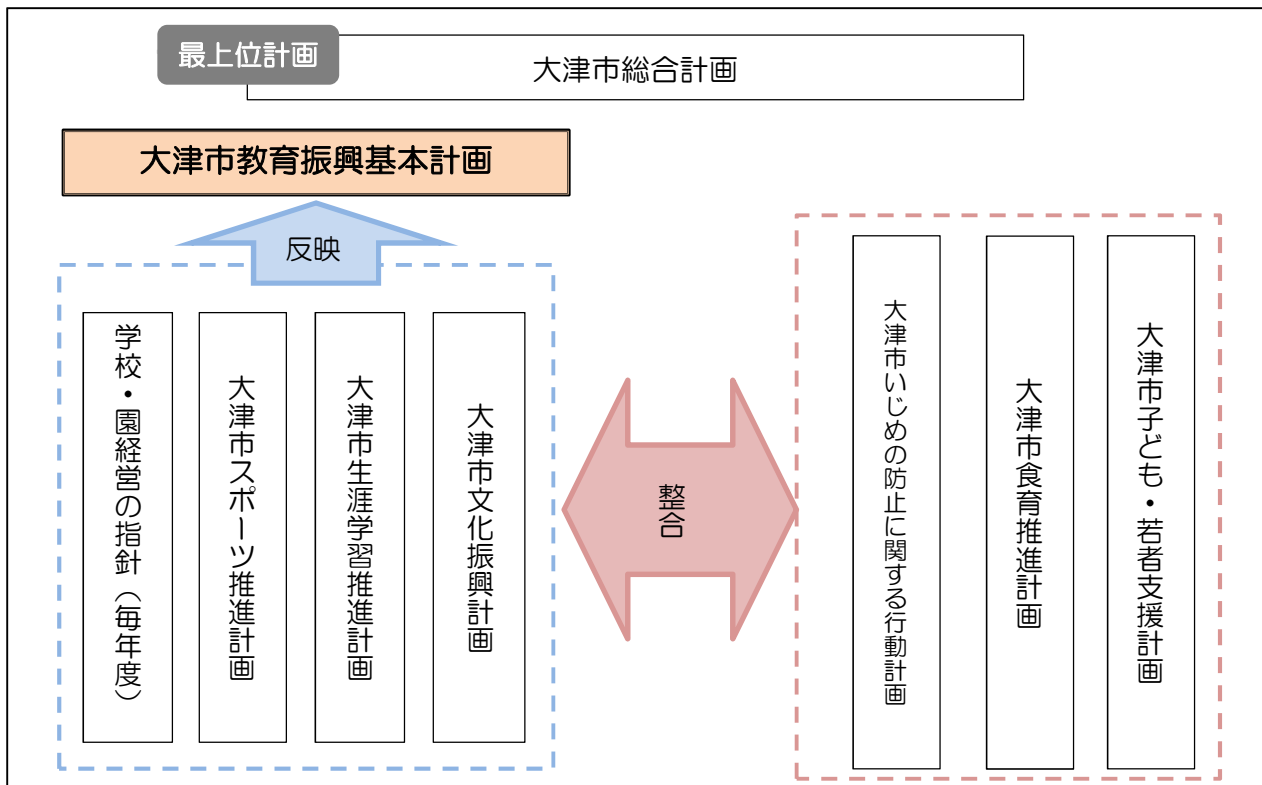
2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定された、大津市の教育振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけます。

また、大津市の最上位計画である「大津市総合計画」の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画であり、福祉・文化・スポーツ等の分野においては、「大津市生涯学習推進計画」をはじめとして、既に個別計画が存在しており、これらの個別計画との整合を図ります。

なお、第2期基本計画と同様に、本教育振興基本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定された教育大綱として位置づけます。

図 1－1 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

図 1－2 計画の期間

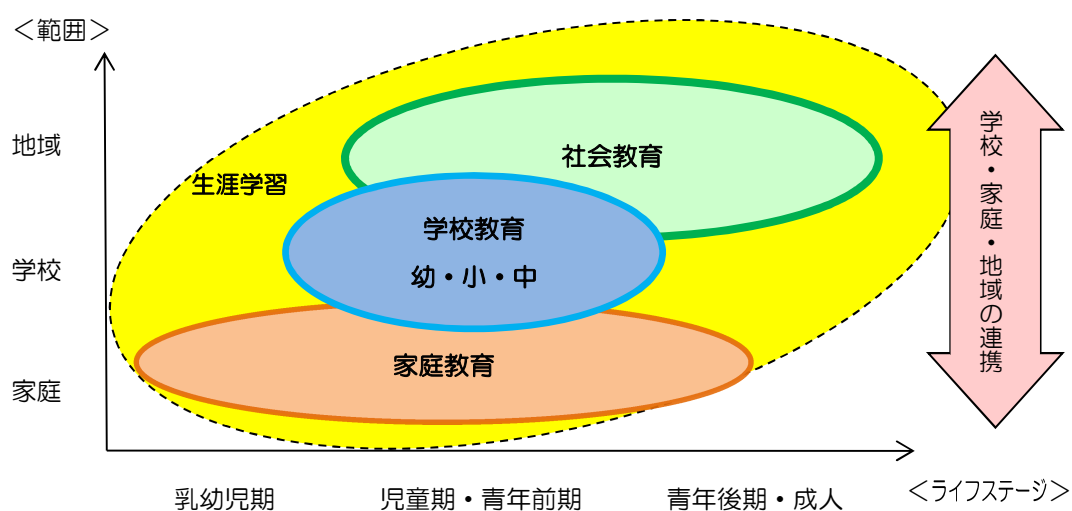
年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
大津市	大津市総合計画											大津市総合計画						
			第1期大津市教育振興基本計画					第2期大津市教育振興基本計画				第3期大津市教育振興基本計画						
			大津市スポーツ振興計画					大津市スポーツ推進計画										
	大津市生涯学習推進 基本計画			大津市生涯学習推進 基本計画				大津市生涯学習推進 計画										
				大津市文化振興計画					大津市文化振興計画 (第二次)									
国	第1期教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画					第3期教育振興基本計画							
滋賀県		第1期滋賀県教育振興基本計画					第2期滋賀県教育振興基本計画					第3期滋賀県教育振興基本計画						

4. 計画の範囲

本計画において取り扱う「教育」は、教育を受ける場所にかかわらず、学校教育のみならず、家庭教育及び社会教育を含みます。また、生涯学習は学校教育や家庭教育、社会教育を通じた学習はもちろん、その時期にかかわることなく、個人の学習や様々な活動から得られる学習も含みます。

なお、取組の対象分野については、市長部局、教育委員会が所管する分野・施策を含み、本市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、全市的に教育施策の推進にあたります。

図 1－3 計画の範囲



5. 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりとしました。

■大津市総合教育会議

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年（2015年）4月1日から施行されたことにより、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指すべき姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育施策を推進していくために設置した会議です。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項に基づき、この会議の中で本計画の協議を行いました。

■大津市教育振興基本計画策定プロジェクト委員会

- ・本計画の原案を作成するため庁内関係所属で構成するプロジェクト委員会を設置しました。

■大津市教育振興基本計画策定懇話会

- ・本市の教育に資する取組の現状と課題、計画策定に向けた方向性、内容等について意見を聴取するために懇話会を設置しました。

（令和元年度構成員）学識経験者、市民団体代表 7名

（令和2年度構成員）学識経験者、市民団体代表 5名

第2章 大津市の教育をめぐる現状と課題

1. 社会情勢の変化と教育環境をめぐる動向

〔1〕社会的な背景と課題

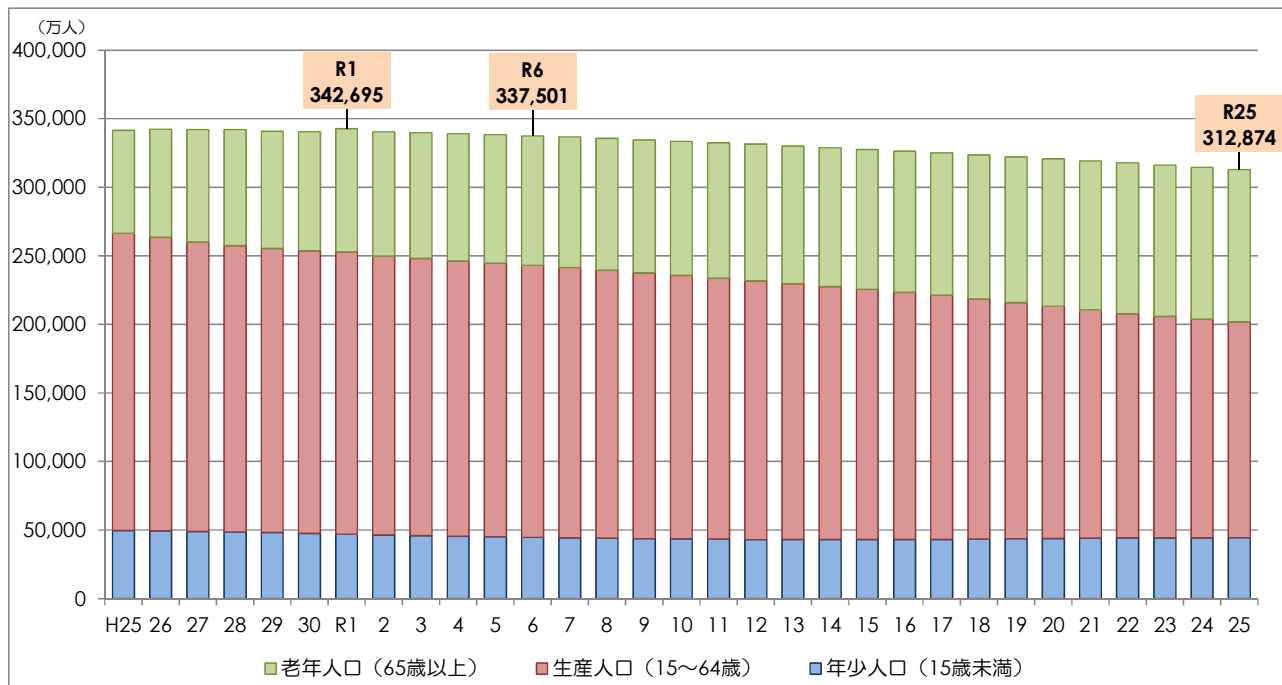
①少子高齢化と人口減少

少子高齢化・人口減少や核家族化が進行し、子どものいる世帯の割合の低下が進んでいます。本市では、子育て環境の充実などの施策を図り、市全体として人口が増加していますが、将来的には、人口が減少していくことが見込まれています。このような社会的変化を背景に、家庭における子育て負担の増加、地域コミュニティのつながりの希薄化による家庭や地域の教育力の一層の低下などが課題となってきました。

また、少子高齢化による人口減少社会では、行政が主体となるまちづくりから、地域社会の協働による多様な関係主体が中心となり、それぞれの能力を発揮して、まちづくりに参画するガバナンスの形成が求められています。

社会の活力を維持・発展させていくには、個人の持てる力を最大限に伸ばし、発揮していきける力を育成していくとともに、将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備、家庭における教育・子育て支援、地域と連携・協働した教育づくりが重要です。

図2-1 大津市の総人口及び人口構造の推移



出典：平成25年（2013年）から令和1年（2019年）までは、住民基本台帳人口（各年4月1日）、令和2年（2020年）以降は、「まち・ひと・しごと総合戦略」の展望人口を採用した。

※現在、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業中であり、この作業の中で人口推移の見直しを進めています。

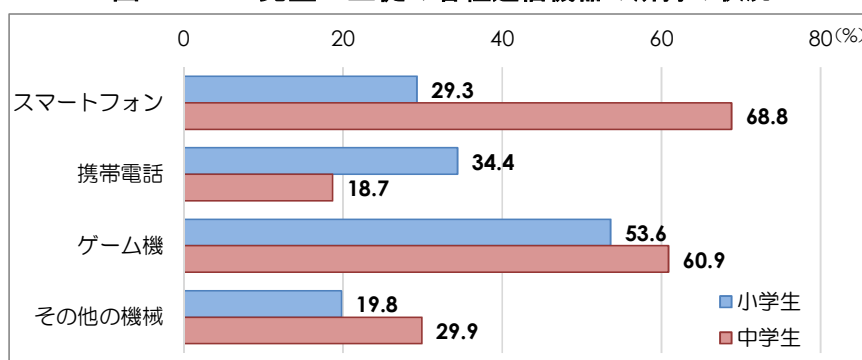
②高度情報化とグローバル化の進展

I o T（モノのインターネット）*やビッグデータ*、人工知能（A I）*などの情報通信技術（I C T）*の飛躍的な進展を背景とした経済や文化など社会のあらゆる分野でのグロ

ーバル化、新たな社会「Society5.0」*の実現を目指した取組が進められています。今後、多様性を受け入れる共生社会を目指す我が国では、国際社会においても、自らが考え、意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、次代を担う子どもたちには、コミュニケーション能力をはじめとした、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・技能などの資質・能力の育成が必要です。

また、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展に伴い、スマートフォンなどの情報機器が、子どもの生活に浸透し、意図しない悪い影響が懸念されることから、情報モラルの確立、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能の育成・向上も必要です。

図２－２ 児童・生徒の各種通信機器の所持の状況



出典：令和元年度（2019年度）いじめについてのアンケート【調査結果】

（調査期間：令和元年（2019年）5月20日～令和元年（2019年）6月1日）

調査数：小学4～6年生3,560人（全児童数9,168人）、中学生2,481人（全生徒数8,712人）

③環境問題の深刻化

国連サミットでは、平成27年（2015年）9月に世界中の国が共通して解決しなければならない経済、社会、環境の課題について、2030年を目途に、すべての人々が豊かで平和に暮らし続けられる社会を目指した持続可能な開発目標（SDGs）*が採択されました。特に、地球温暖化をはじめ、食料・エネルギー問題など地球環境問題が深刻化する中、子どもたちが環境についての理解を深め、自然に対する畏敬の念や命を大切にする心を育成することが大切です。

物質的な豊かさや経済発展の追求だけでなく、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいこうとする主体的・自律的な行動力、課題を協働して解決する力、知識・技術を学び続ける力、生涯にわたり、学びに向き合う力の育成が必要です。

④経済・雇用状況の変化

雇用形態の多様化などが進行する中で、子どもたちが自身の生き方を主体的に選択し、生き方の方向性を定め、その実現に向けて努力していく意欲・態度などを身に付けるためには、基礎的・汎用的能力の育成に向けたキャリア教育が重要です。

また、近年、社会的・経済的格差の進行、子どもの貧困問題が社会問題となっています。経済的な格差が進学の機会を狭めたり、学力の格差につながったりし、格差が世代を通じて固定化されるなどの負のスパイラルに陥ることのないよう、子どもの学びを支援し、一人一人の能力に応じた生きる力を伸ばす教育の充実が必要です。

〔２〕子どもを取り巻く環境の変化と課題

①地域社会の変化

少子化や雇用形態、ライフスタイル*の変化などの社会構造の変化を背景に、子どもたちが暮らす身近な地域内において子ども同士で遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少し、社会生活を送る中で習慣や規範などの社会性を身に付けることが困難になっています。

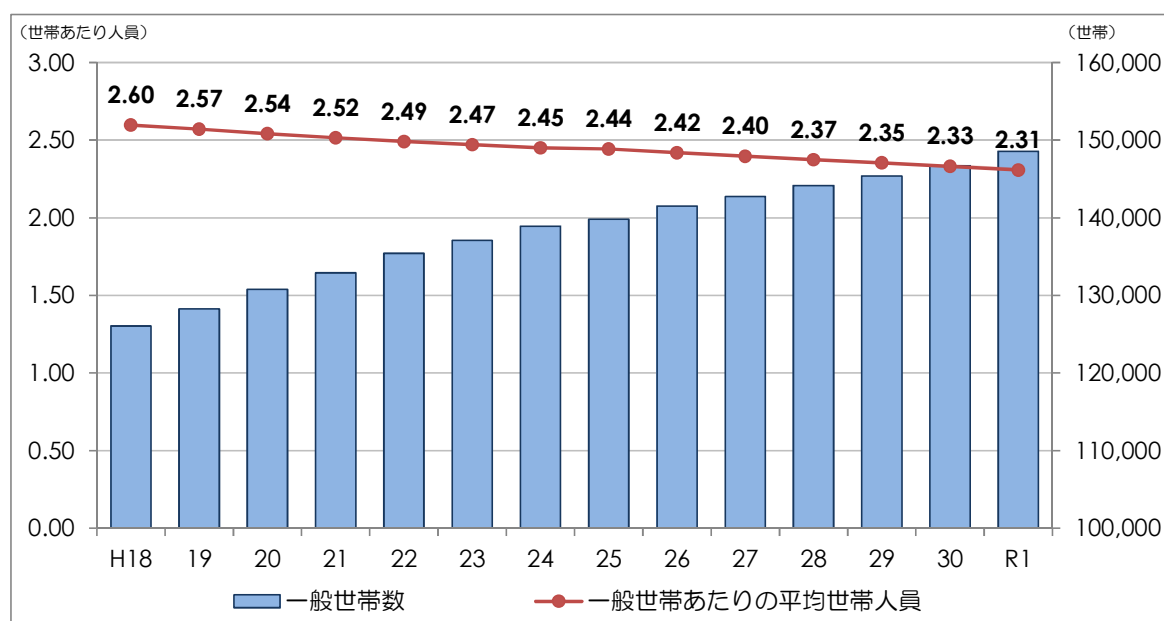
また、人々の価値観の多様化に伴い、例えば、地域団体の組織率や加入率の低下に見られるなど、地域の間人関係の希薄化、地域の教育力の弱体化が地域共同体の課題となっています。家庭、地域、学校が三位一体となり、互いに連携しながら子どもを育てていくことができる地域再生への取組づくりが必要です。

②家庭の状況の変化

核家族化などの世帯構造の変化に伴い、本市の世帯数は増加している一方で、一世帯あたりの人員は減少する傾向にあります。これまでの我が国の家族制度のもとで培われてきた子育てに関する知識・経験や世代を超えた知恵の継承などの子育てサポートが得られ難い環境にあり、結果として、子どもの基本的生活習慣の乱れ、学習習慣や社会性の低下など、家庭の教育力の弱体化につながっていることが推量されます。

また、子育てにおける保護者の孤立や家庭の社会経済的背景（ＳＥＳ）による教育格差などの問題も生じていることから、家庭の役割を明確化する中で、家庭の教育力の向上に向けた支援体制の構築が必要です。

図２－３ 大津市の世帯数の推移



資料：大津市人口統計表

※一般世帯とは・・・

- ア 住居と生計をともにしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身者の住み込みの雇人については、人数に関係なく戸主の世帯に含めている。
- イ 上記の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借り人の単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿、独身寮などに居住している単身者のことをいう。

③子どもの貧困の現状と貧困対策への取組

厚生労働省が公表した「平成28年（2016年）国民生活基礎調査の概況」によると、17歳以下の「子どもの貧困率」は13.9%で、過去最悪を記録した平成25年（2013年）の同調査時の16.3%と比較すると、貧困率が減少したものの、なお7人に約1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

こうした状況を踏まえて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年（2014年）1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき平成26年（2014年）8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

大綱では、学校を地域に開かれたプラットフォーム*と位置付け、スクールソーシャルワーカー*の活用や教職員による気付きなどにより、貧困家庭の子どもたち等を早い段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことが求められています。子どもたちの心理に関する支援を行うスクールカウンセラー*の配置と合わせて、子どもたちの成長を支える生活環境の充実に向けた取組が必要です。

④教育上の課題の多様化・複雑化

不登校対応には、その背景にいじめ問題への対処や家庭での虐待事案への対応等が必要となる場合があるなど、学校におけるいじめ問題の解決や子どもの虐待の問題への対応についてはますます重要な課題となっています。

子どもを取り巻く環境の変化等に伴う今日的教育課題は多様化・複雑化し、学校・教職員だけにその対応や解決をゆだねるのではなく、多職種連携のもと、専門職や関係機関、家庭や地域社会との連携を図り、適切に対応できる体制整備が求められています。

児童虐待については、本市でも相談件数が年々増加しており、学校園では子どもとの関わりの中で、事案の早期発見や通告など果たすべき役割は大きくなっています。

今般、平成31年4月1日付で児童福祉法や児童虐待防止法等が改正され、「しつけ」を理由とした体罰が禁止されました。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが、地域で共に学ぶことができるよう、交流と共同学習の推進を図るインクルーシブ教育*の充実や、日本語指導が必要な子どもの増加に対応したきめ細かな指導が実現できる教育環境の整備など、教育機関が対応を求められる課題は多様化・複雑化する教育課題の解決に向け、教育委員会管下の各教育機関が、学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが必要です。

〔3〕教育政策をめぐる動向

①学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領が全面改訂され、小中学校では平成30年度（2018年度）からの移行期間を経て、小学校は令和2年度（2020年度）から全面实施され、中学校は令和3年度（2021年度）より全面实施となります。

新しい学習指導要領では、子どもたち一人一人の「生きる力」を育成するため、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）*の視点からの授業改善」と「カリキュラム・マネジメント*」を活用し、①実際の社会や社会の中で生きて働く「知識及び技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間力等」の3つの資質・能力をバランス良く育むことを目指しています。

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することが求められます。また、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育*、特別の教科としての道徳などの新たな課題に対応した実践の高まりが必要です。

②教員の勤務時間の適正化に対する取組

近年では、教育をめぐる社会情勢の変化とともに、教職員の多忙さが深刻な社会的問題となっています。国においては、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成などの取組が進められています。

中央教育審議会答申（平成31年（2019年）1月25日）の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革*に関する総合的な方策について」では、学校や教師が担うべき業務の明確化・適正化等が検討される中で、「学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表」が提示されるなど、実効ある取組となるよう、現在、「学校における働き方改革推進本部」が立ち上げられています。教育の中心となる学校・教師が本来の力を発揮できるよう、教職員の勤務時間の適正化など、教員の働きやすい環境づくりが必要です。

本市においては、平成28年度（2016年度）に市主催の会議研修、報告書等の削減、簡易化を行うとともに、平成29年度（2017年度）、令和元年度（2019年度）には、文部科学省の学校業務改善アドバイザー*を招聘し、助言、支援を得ました。また、留守応答電話の運用やスクールサポートスタッフの配置を行うことにより、教職員の超過勤務時間が縮減するなど一定の成果が見られましたが、引き続き、総合的な働き方改革を推進していくことが必要です。

③国の第3期教育振興基本計画について

国においては、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間を計画期間とする第3期教育振興基本計画を策定しました。その中で、第3期基本計画においては、第2期基本計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承するとともに、令和12年（2030年）以降の社会を展望して、超スマート社会「Society5.0」の実現に向けた技術革新が進展する中で「人生100年時代*」を豊かに生きていくための、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上の必要性と、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化するための教育の実現を、教育施策の重点事項としています。

また、教育施策に関する基本的な方針として、「可能性に挑戦するための力の育成」、「社会の持続的発展を牽引するための多様な力の育成」、「生涯の学びと活躍できる環境の整備」、「学びのセーフティネットの構築」、「教育政策推進のための基盤整備」の5つの取組方針を掲げています。

④滋賀県の第3期教育振興基本計画について

滋賀県においては、平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間を計画期間とする第3期教育振興基本計画を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標としています。その中で、「共に生きる」をキーワードとして、「人と人」「人と地域」が共に連携し、教育の充実と地域の活性化が良い循環を生み出すことを目指し、「子どもの個性を大切にし、生きる力を育む」、「社会全体で支え合い、子どもを育む」、「すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」の3つの柱に基づいた教育施策を推進することとしています。

2. 第2期基本計画の振り返り

第2期基本計画においては、下記の5つの基本方針と4つの重点戦略を掲げて、計画を推進しました。

基本方針	1 次代を生き抜く力を育む 2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整える 3 教育組織を改革する 4 社会全体で子どもを育てる 5 生涯を通じて自らを高め、地域に誇りを持つ大津人を育む
重点戦略	1 将来の夢を広げる学力アップ戦略 2 世界に通用するグローバル戦略 3 人にやさしく、いじめ克服戦略 4 意識を変える学校・教育委員会改革戦略

〔1〕基本方針の振り返り

〔基本方針1〕次代を生き抜く力を育む

子どもが自立した個人として、多様化・複雑化する社会を生き抜く力を育成するため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を取れた教育の充実を図るための取組を行いました。

確かな学力の育成のため、情報通信技術（ICT）を積極的に活用した授業や互いの意見を交流し学び合う学習を行うとともに、全国学力・学習状況調査*の分析を踏まえ授業改善に取り組んできました。

また、グローバル化に対応するため、国際共通言語である英語によるコミュニケーション能力の育成を目指し、小中学校に外国語指導助手（ALT）*を配置するなど、小学校1年生からの外国語教育を進めています。

子どもの豊かな心の育成では、命の大切さや思いやりの心の醸成を図るとともに、児童生徒の心に響く道徳教育に向けた研究を進めてきました。

健やかな体をつくる教育では、全国体力・運動能力調査からは、体育授業や部活動を通じた体力の向上が図られています。この結果、英語能力や運動能力・体力について、全国や県内平均を上回るなどの成果が上がっています。

しかし、社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識・技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考・判断・表現できる対応力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力など、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を育成する必要があります。

〔基本方針２〕子どもが安心して学ぶことができる環境を整える

いじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの問題に対し、家庭・地域・学校による連携した取組を進めました。

いじめ対策では、市費によるいじめ対策担当教員の配置や養護教諭の複数配置、学校いじめ防止基本方針の策定により、未然防止や早期発見、組織的な対応が図られています。また、教職員に対して研修を実施することにより、対応する教職員のいじめ問題にかかる資質の向上にも取り組んできました。

スクールカウンセラーや関係機関等との連携を進めた結果、いじめ問題に限らず、子どもが抱える課題を克服するために、専門的な見地を踏まえた多様な支援につなげることができています。

不登校対策では、「不登校対策巡回チーム」を設置し、専門的な支援方策の検討、適応指導教室の分室を設置するなど、学校組織としての対応を行っています。

特別な支援を要する子どもへの対応については、多様な教育的ニーズに対応するため、特別支援教員支援員の増員、専門家による研修の実施、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師配置を行うなど、きめ細かな対応を進めてきました。

一方で、学校でのいじめ事案の認知件数は組織的対応や早期発見により年々増加しており、いじめ自体の減少には至っていません。いじめを減らすためには、いじめの未然防止・再発防止につながる的確な対応が求められています。

また、多様な教育的ニーズに対応するため子どもの特性の理解や支援のあり方について、さらに教員の研修を充実させていくとともに、就学前からの切れ目のないサポートや地域社会全体での取組を行っていく必要があります。

〔基本方針３〕教育組織を改革する

時代の変化に対応できる学校づくりに向けた意識改革、教員の資質向上・人材育成など、学校マネジメント力の向上策や地域に開かれた学校運営を目指した施策を進めてきました。

教育委員会教育長及び教育委員によるスクールミーティング*を実施し、学校現場の現状や課題を把握するとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）*の実施により、社会総がかりで子どもを育てるという意識の醸成に努めています。

また、教職員の負担軽減の取組のため、会議の精選や部活動時間の制限などを実施しました。社会に開かれた学校、子どもと保護者に信頼される学校づくりに向けて、さらなる教職員の意識改革・資質向上などの学校マネジメント力の向上を図るとともに、教職員の事務を軽減するなど、教育組織としての学校改革が必要です。

〔基本方針４〕社会全体で子どもを育てる

社会全体で子どもが伸びやかに育つ環境づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校の連携による教育・子育てをする社会の実現を推進してきました。

子育て総合支援センターをはじめとする関係機関との連携により、育児者同士の交流、相談・支援、子育てに関する情報発信や講座等の実施など、社会全体で子育てを支援する育児環境の充実に取り組みました。

市立幼稚園において、交流の場や子育てに関する学習機会の提供、悩みを相談できる場を設け、保護者同士のつながり、子育ての不安や喜びを共有する機会につなげています。

また、市立保育園においては、子育て総合支援センターと連携した「子育てステーション事業*」を実施し、地域の人々との世代間交流や異年齢のふれあい交流を進めています。

一方で、児童虐待、子どもの貧困、育児放棄、家庭の教育力の低下など、子どもを取り巻く環境には、いまだ多くの課題があることから、家庭、地域、社会が協働して未来を担う子どもの成長を支えていくとともに、社会全体で子どもが健やかに育つ環境づくりを進めていく必要があります。

また、企業、大学等の学校以外の人材や資源を活用して、子どもの学びの可能性を広げる教育活動も必要となります。

〔基本方針５〕生涯を通じて自らを高め、地域に誇りを持つ大津人を育む

生涯にわたる学びの意識向上と世代を超えた教育、まちづくりの意識向上のための学習機会の提供とともに、文化・スポーツ活動の充実と活動支援を推進してきました。

共に活動する仲間づくりや地域のために行動できる人材を育成することを目的とした「大津人（おおつびと）実践講座*」を実施し、地域や大学と連携して、地域におけるまちづくりへの気運の高揚を図っています。

歴史博物館や埋蔵文化財調査センターでの展示や講座、小学校や公民館への出前講座、埋蔵文化財発掘調査現場の現地説明会等を通じて、歴史や文化に親しむ機会を提供しています。

市民の健康づくりにおいては、スポーツに親しむ社会となるよう取組を進めています。子どもから高齢者まで、文化やスポーツ活動に取り組むことができるように、身近な地域を活動の場とする取組と仕組みづくりが必要となります。

また、少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が変化するなか、地域の抱える課題を解決できる仕組みづくりや人づくり、地域の教育力が必要です。

〔2〕重点戦略の振り返り

〔重点戦略1〕将来の夢を広げる学力アップ戦略

学力の向上に向けた、全国学力・学習状況調査の分析を行うとともに、授業の「めあて」と「ふりかえり」の徹底を行いました。学力定着のために、モデル校（3校）において学力定着プログラム（光ルくん調査）*を実施しました。合わせて、各学校が作成の家庭学習の手引き等の校務支援システムによる共有化を行い、教員の指導力の向上を図っています。

しかし、全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において全国平均を下回るなど、指標を達成できていないことから、子どもの学習意欲の育成と家庭学習の習慣づけを行い、子ども達に十分な基礎的学力の定着を図っていく必要があります。

また、子ども達の学ぶ力を育むために、教員の能力・資質向上に引き続き努めていく必要があります。

成果指標	基準値 平成26年度	目標値 令和元年度	実績値 平成27年度	実績値 平成28年度	実績値 平成29年度	実績値 平成30年度
全国学力・学習状況調査、教科に関する調査において全国平均を上回った教科区分 ※教科区分：国語A・国語B・算数（数学）A・算数（数学）B	小：2/4 中：1/4	小：4/4 中：4/4	小：1/4 中：4/4	小：3/4 中：2/4	小：0/4 中：2/4	小：0/4 中：2/4
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙において国語の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小：70.5% 中：61.2%	5%以上 アップ	小：72.0% 中：65.5%	小：73.9% 中：64.6%	小：72.9% 中：65.8%	質問項目 無し
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙において算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小：76.5% 中：66.6%	5%以上 アップ	小：76.2% 中：69.2%	小：77.3% 中：68.8%	小：76.7% 中：68.9%	小：77.6% 中：68.5%
授業におけるICT活用の向上 （週3回以上の活用の割合）	76%	85%以上	90%	94%	95%	95%

〔重点戦略2〕世界に通用するグローバル戦略

グローバル化を目指して、全市立小学校で1年生から外国語教育を行い、次期学習指導要領全面実施に向けて、全市的に取り組んでいます。また、英語科教員の英語力向上のため、資格試験受験者に対して、成績基準を満たした場合、助成金を交付し、教員の能力向上に向けた取組を支援しています。

これらの結果、英語外部検定試験（GTEC）*の平均正答率が全国平均を上回り、リスニング・スピーキングテストの平均点が目標値の90点を達成しています。

一方で、教員の英語力向上では、助成金交付の成績基準を満たす教員の目標値に到達していません。

このことから、学校教員の英語力・指導力の向上施策を継続するとともに、外国語活動における小学校・中学校間の連携づくりを行い、小学校での英語の教科化に備えた取組を進めていく必要があります。

また、子ども達に対して、語学力だけでなく、自国の歴史・文化への理解とコミュニケーション能力を育成し、国際社会で通用するための総合的な能力の向上のための取組を行う必要があります。

成果指標	基準値 平成26年度	目標値 令和元年度	実績値 平成27年度	実績値 平成28年度	実績値 平成29年度	実績値 平成30年度
I C Tを活用した外国語教育ティーチングメソッド研究開発事業により作成したリスニングテスト、スピーキングテストの平均点	実績無し	90.0 点	94 点	90 点	90 点	実施無し
中学生の英語検定料補助 5年間の受験者数	374 人	2,500 人 以上	316 人	347 人	340 人	約 6,000 人 (中1・2 全員実施)
教員の英語力 助成金交付の成績基準を満たす教員数	28 人	50 人以上	44 人	44 人	44 人	37 人
伝統文化ふれあい体験事業実施報告書における児童の学習状況の達成度	62.1%	80%以上	68%	62%	30%	67%

〔重点戦略3〕人にやさしく、いじめ克服戦略

学校のいじめ防止について、研修用リーフレットを作成・配布するとともに、学校や教員のいじめ問題に係る意識の向上のため、いじめに係る教員研修プログラム「大津モデル」を実施しています。

携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネット利用等による問題が増加していることから、情報モラルの育成に向けて市長部局、教育委員会、P T A *や学校が協力して、啓発に努めています。

また、日頃のコミュニケーションツールとして音声電話よりもS N S *を多く利用している実態から、L I N E *を活用し相談方法の選択肢を増やしています。

これら第2期大津市子どものいじめの防止に関する行動計画、学校いじめ防止基本方針に基づいた施策の実施の結果、進捗状況の評価が目標値を達成しています。

しかしながら、いじめの対処が十分でない場合もあることから、教員のいじめ問題に係る対応力の向上など、各学校におけるいじめの防止等につながる一層の人的環境づくりが必要と言えます。

さらに、いじめ事案データのA I（人工知能）による分析・予測、いじめの抑止に有効とされるいじめ防止実践プログラム*等の新たな知見の活用を通じて、いじめの未然防止や深刻化防止の推進を図るとともに、福祉や医療等の学校以外の専門機関との更なる連携を進める必要があります。

成果指標	基準値 平成26年度	目標値 令和元年度	実績値 平成27年度	実績値 平成28年度	実績値 平成29年度	実績値 平成30年度
学校いじめ防止基本方針に掲げる取組の進捗状況評価（4点満点）	3.27 点	3.4 点以上	3.33 点	3.49 点	3.46 点	3.49 点
「いじめの防止に関する行動計画」に掲げられた施策の進捗状況評価（5点満点）	3.82 点	3.9 点以上	4.02 点	4.06 点	4.38 点	4.38 点

〔重点戦略4〕意識を変える学校・教育委員会改革戦略

学校・教育委員会の改革の取組を進めるため、教育委員会教育長及び教育委員によるスクールミーティングを中学校区単位で実施しています。

また、地域に開かれた学校を目指して、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を実施し、家庭・地域・学校の三者での協議機会の増加と地域と学校との連携強化による、地域社会での子育て意識の醸成を図っています。

また、教員の校務多忙化の軽減策として、校務支援ソフトの活用や会議の精選に加え、部活動日の削減、勤務時間外の留守番電話の導入、配布物の精選等を実施しています。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の設置により、児童生徒の実態や地域・家庭・学校のそれぞれの役割についての共有が進み、社会で子どもを育てるという意識が高まりました。

教員への研修は、その内容について精査することにより、高い満足度を維持していますが、職務への活用状況では年々低下しています。

情報化社会の進展や社会構造の変化に伴い、保護者や地域の学校教育に対する価値観やニーズが多様化し、新しい教育課題への対応も必要となり、学校教育の役割が変化しています。

教員は授業力を中心として、生徒指導力、調整力等、多岐にわたって能力を求められ、その資質向上だけでなく、子どもと向き合う時間の確保も求められています。質の高い教育基盤を整備し、健康的に教育活動に従事できる環境を整えるため、教員の負担軽減を図るとともに総合的な学校改革の取組が必要です。

成果指標	基準値 平成26年度	目標値 令和元年度	実績値 平成27年度	実績値 平成28年度	実績値 平成29年度	実績値 平成30年度
コミュニティ・スクール （学校運営協議会の設置校）	0校	28校 (50%)	2校 (3.6%)	2校 (3.6%)	7校 (12.7%)	17校 (30.9%)
研修受講者アンケートにおいて受講満足 度（有用感）の評価（5段階評価）	4.8点	4.8点以上	4.9点	4.8点	4.8点	4.8点
「研修を職務に生かせる」と答えた教員 の割合	96.9%	100%	97.4%	96.7%	96.6%	94.7%
子ども・保護者による学校評価*の評価点 （3点満点）	（新規）	子:2.5点 保:2.5点	子:2.33点 保:2.25点	子:2.32点 保:2.23点	子:2.31点 保:2.22点	子:2.33点 保:2.20点

第2期基本計画と第3期基本計画の比較

【第2期 大津市教育振興計画 施策体系】			
目指すべき教育の姿と人間像	基本方針	重点戦略	施策項目
夢と志をもち、変容する時代の中で心豊かにたくましく生き抜く子どもの育成	①次代を生き抜く力を育む	将来の夢を広げる学力アップ戦略	①確かな学力を育む教育の推進 ②豊かな心を育む教育の推進 ③健やかな体をつくる教育の推進 ④感性豊かで、ふるさとに愛着を持てる教育の推進 ⑤ICT・グローバル社会のニーズに対応できる教育の推進
	②子どもが安心して学ぶことができる環境を整える	世界に通用するグローバル戦略	①いじめ防止対策の総合的な措置 ②不登校対策の充実 ③問題行動等へのサポート ④特別支援教育の充実 ⑤安全・安心な学校づくりの推進
	③教育組織を改革する	人にやさしくいじめ克服戦略	①教育委員会及び学校マネジメント体制の改革 ②学校教職員の資質の向上と人材育成 ③教育の機会均等、公平性の確保 ④開かれた学校等の運営
	④社会全体で子どもを育てる		④家庭・地域の教育力の向上 ②社会全体で子どもを育てる環境づくりの推進
	⑤生涯を通じて自らを高め、地域に誇りを持つ大津人を育む	意識を変える学校・教育委員会改革戦略	①大津らしさのある生涯学習の推進 ②大津の歴史と伝統を次代に継承する学習機会の充実 ③市民の健康づくりと生涯スポーツの推進 ④思いやり・助け合いの心の醸成

【第3期 大津市教育振興計画 施策体系】			
基本理念	基本方針	重点アクション	施策項目
新しい価値と可能性を追求する大津の教育	①次代を生き抜く力を育みます【学校教育】	将来の夢や可能性を広げる学力アップ	①主体的に学び続ける力を育む教育の推進 ②よりよく生きる心の教育の推進 ③人生100年時代の体をつくる教育の推進 ④感性豊かでふるさとに愛着を持てる教育の推進 ⑤超スマート社会のニーズに対応できる教育の推進（次世代教育の推進）
	②子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます【学校教育】	安心して学べる学校づくり	①いじめ防止対策の総合的な推進 ②不登校対策と多様なニーズに合わせた教育の充実 ③特別支援教育の充実 ④安心・安全な学校づくりの推進
	③次代を見据え大津の教育を活性化させる教育改革を行います【学校教育】	子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上	①主体的で自律した学校の創造 ②学校教職員の資質の向上と人材育成 ③社会に開かれた学校、産官学民連携の推進 ④持続可能な社会に対応する教育への変革
	④社会全体で子どもを育てます【家庭教育】【社会教育】【学校教育】	家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実	①家庭・地域の教育力の向上 ②子どもを育てる環境づくりの推進 ③「チームとしての学校」の推進
	⑤共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します。【社会教育】	持続可能な地域づくりを担う人材の育成	①主体的に学び、行動できる人材の育成 ②大津の歴史と伝統、文化を次代に継承する学習機会の充実 ③市民の健康づくりと生涯スポーツの推進 ④思いやり・助け合いの心の醸成

※【 】については、各基本方針に対応する教育分野です。

第3章 大津市の教育の基本理念と基本方針

1 基本理念（目指すべき教育の姿と人間像）

「第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下「第3期基本計画」という。）においては、基本理念を次のとおり設定します。

新しい価値と可能性を追求する大津の教育

～多様性を尊重し自立する人～

それぞれの言葉に込めた理念は、次のとおりです。

「新しい価値と可能性を追求」

人工知能（AI）やビッグデータなどの技術革新が一層進展し、複雑で予測困難な時代を迎えるに当たって、これまでの教育において普遍的な価値として大切にしてきた調整力や自己指導能力などの人間の強みを生かしながら、柔軟な発想や感性で「新しい価値」を創造するとともに、様々な変化を前向きに受け止め、夢や志の実現に向け、「可能性」を伸長することのできる教育を目指します。

キーワード：未来志向・柔軟な発想・自己実現・達成感・生きがい・活気・原動力

「多様性を尊重」

価値観やライフスタイルなどの多様性が進む社会においては、一人一人が思いやりや優しさを持つとともに、それぞれの“違い”を認め合い、共に助け合いながら協働していくことが重要です。それぞれの個性を認め、受け入れ合う包容力と異なる価値観との調和力を大切にする教育を目指します。

キーワード：思いやり・優しさ・気配り・共感・共助・協働・受容・協調

「自立」

激変する社会環境の中で、社会の持続的発展を図っていくためには、一人一人が自らの言動に責任感を持つとともに、自らを律しつつ、他者とも協調していく姿勢が必要です。社会を形成する一員としての自覚の下、主体的に考え、判断し、行動できることを大切にした教育を目指します。

キーワード：責任感・自主・自律・社会の形成者・貢献・自信・誇り

また、「第2期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下「第2期基本計画」という。）の基本理念は「子どもの育成」としていましたが、第3期基本計画の基本理念においては上記を踏まえ、全世代を対象とするものとなりました。

2 基本方針

基本理念である「新しい価値と可能性を追求する天津の教育～多様性を尊重し自立する人～」の実現に向けて、今後5年間の本市の教育振興の基本方針を次のとおり5つ掲げることとし、第2期基本計画を引き継ぐとともに、新たな時代に対応した教育を進めます。

■ 基本方針1 次代を生き抜く力を育みます。

社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識及び技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考、判断及び表現することができる力、学びを人生や社会に生かそうとする力など、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を、知徳体の観点を大切にしながら総合的に育成する必要があります。

- 平成29・30年改訂学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）では、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」及び学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められています。

そのため、学ぶ意義を明確にし、子ども一人一人の学びの状況に応じた最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業へと転換を図り、子どもの学ぶ力を育てます。

- 学校の全ての教育活動を通して、価値観の多様性を認め、尊重し、理解する寛容な心、また、自制心や協調性、やり抜く力など、子どもの学びや生活の支えとなる人間性を育み、よりよく生きる心の教育を進めます。
- 「人生100年時代」をより豊かにするため、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力、体力向上と健康保持の基礎となる力を育てます。また、睡眠や食生活など心身の健康を保持し、増進するため、これらを自己管理する力を育てます。
- 地域の自然や歴史、文化など、実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験的な学習を通して、郷土に愛着と誇りを持つとともに、命や自然の大切さに気付き、主体的に行動できる子どもを育成します。
- 超スマート社会を見据え、ICTを効果的に活用した教育を推進し、情報モラルを踏まえた情報活用能力等の情報化社会に必要な資質や能力を育てます。

■ 基本方針2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます。

子どもが抱える課題の解決に向け、学校組織として対応するとともに、子ども一人一人に焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの命を輝かせ、安心につながる対応を図ります。

- いじめ対策については、子どもの命に関わることとして、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的対応を行うこと」、「保護者や関係機関と連携すること」などの適切な対応を行うとともに、子どもによる自主的・主体的な未然防止につながる活動を支援するなど、総合的ないじめ対策を進めます。
- 将来の自立と社会的参加につながる不登校対策を進めるとともに、子どもの個性や多様性を認め、一人一人の存在を尊重する学校教育を一層充実させます。
- 特別な支援を必要とする子ども一人一人へのきめ細かな支援体制の強化に努め、子どもが安心して学べる環境の構築を目指します。
- 非常変災時等において、子どもの安全を最優先にした対応を図ります。また、学校施設の改修や通学路の安全対策など、子どもの安心・安全につながる教育環境の整備を進めます。

■ 基本方針 3 次代を見据え、大津の教育を活性化する教育改革を行います。

学校は、保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを認識し、保護者や市民の「信頼」につながる教育改革を進めていく必要があります。

- 子どもと保護者に信頼される学校づくりに向け、地域の特色を踏まえた教育の推進、学校の組織対応力やマネジメント力の向上、積極的な情報発信など、自主的、自律的な学校づくりを進めます。
- 教職員は、子どもの確かな成長につながるよう研究と修養に努めます。教育委員会は、教職員としての専門的な力量や人間力を総合的に高める研修等を実施し、人材の育成を図ります。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や「チームとしての学校」の考え方に基づき、保護者や地域社会等とつながり、社会に開かれた学校運営を行います。
- 教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるよう、総合的な働き方改革を進めるなど、持続可能な社会に対応できるよう教育改革を進めます。

■ 基本方針 4 社会全体で子どもを育てます。

子どもへの教育は、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質及び能力の育成を図るとともに、人としての基礎づくりでもあるため、その教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

- 家庭教育は、子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っています。子どもが家族間の信頼関係に基づき、安定した中で人間性の基盤が形成されるよう、子育てに関する学習機会や啓発活動、相談活動の充実を図るなど、家庭の教育力の向上に努めます。
- 子どもの保育環境を充実させるとともに、子どもの居場所づくりや児童虐待への適切な対応

など、子どもを育てる環境づくりを推進します。

- 学校は、「チームとしての学校」を推進し、保護者や地域の住民等のステークホルダー*と協働した教育活動を行うため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用し、地域学校協働活動を促進します。また、企業、大学等の人材等を活用して、子どもの学びの可能性を広げる教育活動を行います。さらに、生徒指導上の課題等の対応に関し、専門職や関係機関と積極的な連携を図り、子どもにとって最適な対応が図られるよう努めます。

■ 基本方針 5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します。

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域が自立し、持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が求められています。

そこで、個人の成長とともに、地域のまちづくりや人づくりにつなげるため、自らの学びの成果を地域の活動の中で積極的に生かしていく必要があります。

- 地域での課題解決に向けて、地域の人それぞれが関係する地域課題を共有し、自らの学びの成果を生かして解決するとともに、様々な地域課題を地域と市が共有し、協働して解決していく仕組みづくりを進めます。
- それぞれの地域にある歴史や文化を大切にし、歴史遺産や伝統文化を次世代へ承継することで、地域への愛着と誇りにつなげていきます。
- 市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、健康づくりにつながる運動・スポーツの機会を充実させます。
- 地域の人それぞれが協働して課題解決をしていくためには、多様性を認め合いながら共生していくことが重要であることから、思いやりや助け合いの心など、人権に対する意識の醸成に努めます。

第4章 重点アクション

1 重点アクションの位置付けと方向性

〔1〕重点アクションの位置付け

目指すべき教育の姿と人間像を実現していく上で、本市の現状を踏まえ、これからの5年間で特に力を注ぐべき重点的な施策としての重点アクションを定めました。この重点アクションは、本市の教育を取り巻く諸課題の中で、特に今日的に取り組むべき課題に対応して、5つの基本方針に基づく施策の中から設定するものです。

〔2〕重点アクションの方向性

第3期基本計画において、第2期基本計画を踏襲しつつ、社会や経済の急速な変化に伴い、個人の価値観や生き方も多様化している中で、未来を担う子どもが自らの夢や可能性を追求できる学校教育の在り方や子どもの育ちを支える家庭教育、地域が主体となる学びの在り方など、これからの時代に対応した本市の教育を推進するため、次の5つの重点アクションを設定します。

アクション1 将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ

アクション2 安心して学べる学校づくり

アクション3 子どもと市民に信頼される学校づくりと
教職員の資質向上

アクション4 家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実

アクション5 持続可能な地域づくりを担う人材の育成

2 重点アクションの内容

アクション1 将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ

内容

これからの社会は、長寿化に伴う「人生 100 年時代」や人工知能（A I）、ビッグデータに代表されるような「Society5.0 時代」を迎えようとしています。人生観や職業観も変化することが予測され、子どもたちは、こうした変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性や創造力を働かせ、未来を切り拓いていくことが期待されます。

このような社会変化に対応し、新学習指導要領が令和 2 年度からは小学校で、令和 3 年度からは中学校で完全実施されます。新学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力として、①「何を理解しているか、何ができるか」（生きて働く「知識・技能」）、②「理解していること、できることをどのように使うか」（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」）、③「どのようにして社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」）が示されており、学校では、その趣旨に基づき、「何を知っているか」にとどまらず、「何ができるようになるか」を意識した学習指導が求められています。

そのため、本市においては、「学ぶ力」の主要素を上記の 3 つの資質・能力と捉え、子どもの将来の夢や可能性が広がるよう、総合的な学ぶ力を向上させるための施策を推進します。

子どもの学びを質的に高めるために、いわゆる一斉教授型の授業から個別最適化型の授業へ、また、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図ります。

さらに、「社会に開かれた学校」として、専門家や地域の人材、資源の活用を図るとともに、教科等について横断的な視点で教育課程を編成する「カリキュラム・マネジメント」の取組を進めます。

また、子どもたちの学ぶ力を育むためにも、教員の専門性を高め、新たな課題にも対応できる力量が必要となります。教員が様々な子どもの状況に応じ、子どもにとってこれから求められる資質や能力を引き出し、培うことができるよう、学校での日常的な研修（O J T）*を始めとして、大津市教育センター等における指導力向上のための研修の充実を図ります。

課題

「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

①「学びに向かう力」

令和元年度の全国学力・学習状況調査において、本市の小学生、中学生ともに「無回答率」が全国平均と比べ高く、また、小学生よりも中学生の方が全国平均との差が大きい傾向が見られました。この原因の一つに、学びに向かう力が弱いことが考えられます。「なぜそのことを学ぶのか」、「どういった力が身に付くのか」という学ぶことの本質的な意義を明確にした上で、子どもが主体的に問題を捉え、解決しようとする意欲を向上させ、持続させるための学習過程を工夫することが求められています。

②「教員の指導力」

新学習指導要領において求められる子どもの資質・能力を培うため、指導経験の浅い若手教員のみならず、ベテラン教員もこれまでの指導方法からの転換を図り、授業構成力や指導力、子どもに対する理解力等といった教員の総合的な力量を高めることが求められています。一方で、生徒指導や部活指導等で、教員が自らの指導力を向上させるための教材を研究する時間や、同僚教員にアドバイスをもらうための時間が限られているという現状があります。

③「家庭の教育力」

基礎的な生活習慣や学習習慣に課題が見られる子どもも少なくありません。早寝早起きなどの生活リズムの向上やゲームやスマートフォン等の利用時間等のルール化、家庭学習の定着化など、子どもが学ぶ力を高め、自立・成長するための基礎的な土台づくりを進めていくことが必要です。

方針（進め方）

将来の夢や可能性を広げる学びの力を向上させるために、次の4つの方針を掲げます。

- 1 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導方法や指導体制の転換を図り、「なぜそのことを学ぶのか」、「どういった力が身に付くのか」という学ぶことの本質的な意義を明確にした上で、子どもの学びを質的に高めます。
- 2 子どもが自らの考えや思いをかつ達に表現し、互いに認め、高め合える人間関係づくりを支援します。
- 3 学校は、組織を挙げて子どもの学ぶ力の向上を図ります。また、教員は、自らの指導力等の向上を図るため、学び続ける教員として主体的に研究と修養に努めます。
- 4 家庭、地域及び学校が協働して、子どもの学びを支援します。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 子ども一人一人の学びの状況に応じた最適な支援に努め、基礎的な知識及び技能の習得に努めます。また、教員からの一方向の授業ではなく、児童生徒が仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業方法へと転換を図ります。
- 2 小学校における教科担任制*、中学校における学年を超えた教科担当制*（縦持ち授業）及び複数校での教科担当制、中学校教員による小学校での教科指導など、従来の枠を超えた指導体制を研究し、推進します。
- 3 ICT環境の整備を図るとともに、ICTを効果的に活用した次世代型教育を研究し、推進します。各教科等において情報技術を適切に活用した学習活動を充実させ、子どもの情報活用能力を育成します。特に、プログラミング教育においては、プログラミングの働きや良さに気付くとともに、論理的思考の育成を図ります。また、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるための情報モラル教育を進めます。
- 4 英語教育のこれまでの取組の成果を生かしつつ、小学校低学年からの「外国語活動」を実施し、子どもの英語力の向上を図ります。外国語指導助手（ALT）の効果的な活用等により英語に触れ

る機会を充実させ、特に、「使える英語」として「話す」力及び「聞く」力の向上を図ります。

- 5 体験的な学習を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、地域の人材などの教育的資源を生かした活動を推進します。また、各教科の学習を実社会における課題の解決に生かしていくSTEAM教育*の視点を踏まえ、教科等について横断的な「カリキュラム・マネジメント」に取り組みます。
- 6 外国語教育や理科教育、ICT教育等において、外部の専門家や民間企業、大学等の優れた知見や技術を積極的に活用し、子どもの専門的、多面的な学びにつなげます。
- 7 教育委員会は、学校の主体性を重視しつつ、上記の「主体的・対話的で深い学び」につながる指導方法や「小学校教科担任制」等の指導体制など、本市の方向性を示す先進的、実践的な取組を行う学校を指定し、その成果を踏まえ、全市的な取組へと発展させます。
- 8 学校においては、日々の教育活動全般を通じて、子どもたちが自分の考えや思いを友達に表現でき、お互いに考えや価値観の違いを認め合える人間関係づくりを支援し、子どもの学びが広がり、深まるよう、子どもの心の成長を後押しします。
- 9 子どもたちの他者とのより良い関係の中で、自らを表現し、認められ、成長を実感することを通して、子どもの自己肯定感を醸成し、新たな学びに向かう原動力につなげます。
- 10 学校は、自校の子どもの学力の状況を分析し、改善すべき課題を明確にした上で、教員の指導力、授業力を高めるため、組織的に校内研究や日常的な研修（OJT）を推進します。
- 11 教員は、自らの授業を振り返るとともに、他の教員の授業や先進的な研究に触れること、大津市教育センター等における研修に主体的に参加すること等を通して、より効果的で子どもの学びが高まるよう指導力等の向上に努めます。教育委員会は、教員の資質向上に係る研修を自らの課題に応じて受講できるよう研修体系を充実させ、本市の教育を担う教員の育成に努めます。
- 12 教育委員会は、全国学力・学習状況調査等の結果について、大学や民間企業等と連携し、分析及び評価を行います。また、改善方策も含め、学校の取組を支援します。
- 13 優れた専門性や指導力を持つ教員を認定するスーパーティーチャー制度*（仮称）の実施を推進します。
- 14 子ども学習の状況等を保護者に伝え、家庭と学校とが協働し、学びの土台となる子どもの基礎的な生活習慣や自立心、社会性を育みます。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を通して、地域において子どもの姿や育ちを共有し、目標や願いを共にして、地域ぐるみで子どもの育成に努めます。
- 15 校区内の保育園・幼稚園から中学校までの教員等が、お互いに子どもの参観や合同研修会を開催するなど、学びのつながりを意識した教育活動を行います。幼児期の教育から小学校への円滑な接続を図るスタートカリキュラム*や教科、領域等で身に付けたい力を明確にした小中一貫カリキュラム*の作成を進めます。また、教育委員会は、学校制度の在り方として、義務教育学校や小中一貫校の設置の検討を進めます。

成果目標（指標）

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2
全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において 全国平均を上回った各教科区分数 ※教科区分：小学校（国語・算数） ：中学校（国語・数学） ※令和元年度 小学校１／２ 中学校１／２				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査において 国語・算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目※¹に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和元年度 大津市（全国） ※国語 小学校 59.6％（64.2％） 中学校 57.6％（61.7％） ※算数・数学 小学校 63.4％（68.6％） 中学校 57.6％（57.9％） ※¹ 質問項目 「国語の勉強は好きですか」、「算数の勉強は好きですか」と及び「数学の勉強は好きですか」				
0%	5%	15%	20%	30%
小学校、中学校の一貫したカリキュラム（教育課程）を作成した中学校区の割合 ※令和元年度 ０％ ※教科・領域等のうち、１以上のカリキュラム				

主な事業

- ・全国学力・学習状況調査の分析（学校教育課）
- ・教員の指導力向上に係る研修、学校訪問（教育センター、学校教育課）
- ・教員のＩＣＴ機器等を活用した指導力向上のための研修、研究（教育センター、学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）
- ・デジタル教科書*、タブレット端末等のＩＣＴ機器の整備（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）
- ・学校生活支援員配置事業（学校教育課）
- ・幼児期の教育の充実（幼児政策課）

アクション2 安心して学べる学校づくり

内容

学校では、子どもたちが、仲間と生活を共にする中で、切磋琢磨し、自らの魅力や社会性等、将来の自立に向けた総合的な人間力の基盤を育てます。こうした力を着実に身に付け、生き生きとした姿で日々成長するためにも、まず、学校が、子どもたちにとって安心して学ぶことができる場であることが重要です。

子どもが成長する過程の中で抱える課題や不安、悩み、また、そのことにより表出する様子は、不登校やいじめ、暴力行為など様々です。また、児童虐待や特別な支援を要する子どもも増加傾向にあります。学校では、これまでのいじめ対策の取組において、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的に迅速、誠実な対応を図ること」、「保護者や関係機関と連携して対応すること」など、学校対応の仕組みづくりを進めてきました。今後は、いじめ対策における考え方や対応を、いじめ対策はもとより、幅広く、子どもの抱える課題の対応へと生かし、子ども一人一人に焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの安心につながる対応を図ります。

同時に、「特別の教科 道徳」や人権教育を中心として、自らの言動を見つめながら、自他の生命の尊重や優しさ、思いやりの心などの人間性を育むとともに、互いの考えや価値観の違いを認め、支え合う関係づくりを後押しし、子どもの心の教育を推進します。

また、こうした子どもの不安や悩みに寄り添い解消する体制づくりや仲間との良好な関係を築く取組を進め、子どもの安心につなげるとともに、災害時の対応や教育環境の整備も含めて子どもの命や身の安全を確保し、安心な学校づくりを進めることも重要です。

近年、台風や地震等による自然災害も多く発生しています。また、令和2年、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しました。学校管理下における子どもの安全確保や健康保持のため、学校の危機管理体制を充実させるとともに、子どもが自他の安全及び健康のために主体的に判断し、行動できる力を育成します。

また、学校施設の老朽化も進んでいます。教育環境が子どもに与える教育的効果は大きく、さらに、防災拠点としての重要性も高いことなどから、学校施設について、市全体の公共施設の在り方も踏まえ、大規模改修を含めた教育環境の整備を進めます。

課題

「安心して学べる学校づくり」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

①「子どもの抱える課題の多様化」

情報化の進展や社会構造、家族構成等の変化等により、子どもを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。こうした社会的背景から、子どもが抱える課題も多様化、複雑化しています。

また、幼児期から特別な教育的支援を必要とする子どもが増えており、個々の子どもの状況に応じた支援とともに、子ども同士の関係性や保護者のニーズへの対応も含め、学校の役割が増大しています。

②「学校の危機管理」

学校の管理下においては、子どもの命や安全を守るために、台風や地震などの自然災害に加え、火災や不審者侵入、感染症や熱中症などの様々な状況を想定し、定期的な訓練等も行いながら、適切な対応を図る必要があります。そして、そのためには保護者や地域住民等との連携をより一層進めていく体制づくりが求められています。

③「学校施設等の老朽化」

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごすことから、高い安全性が求められます。また、体育館等は、地域防災の観点から避難所としての機能を有しています。一方で、施設の老朽化が進み、大規模な改修等により長寿命化を図る必要がある学校施設も多くあります。

方針（進め方）

子どもが安心して学ぶことができる学校となるために、次の4つの方針を掲げます。

- 1 校園長のリーダーシップの下、生徒指導上の課題に対して組織的な対応を図り、子どもの安心につながる対応を図ります。
- 2 子ども一人一人に焦点を当て、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、子どもの個性や多様性を認め、かけがえのない存在として互いを尊重する教育の充実を図ります。
- 3 危機管理意識を高く持ち、子どもの安全確保に努めます。また、子どもが自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。
- 4 教育環境の整備を進めます。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 生徒指導上の問題が生じた場合には、これまでのいじめ対策における考え方や対応を生かし、教員個々が対応するのではなく、組織として情報共有し対応方針の決定を行うなど、保護者や関係機関等と連携しながら、適切な対応を図ります。
- 2 いじめ対策については、各学校において、いじめ等の問題行動に対する教員の日々の適切な支援・指導を徹底するとともに、子どもによる自主的・主体的な活動を通じて、未然防止につなげ、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。
- 3 適応指導教室（ウイング）における活動や学習、小学校への不登校対策に係る巡回訪問を行うとともに、フリースクール等の民間団体との協力の在り方について検討するなど、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の趣旨に基づき、将来の社会的な自立につながる不登校対策を進めます。また、不登校が生じないような魅力ある学校づくりを推進します。
- 4 特別支援教育については、個々の子どもの状況を把握し、効果的で継続的な支援を図るため、保護者とともに教育支援計画等の作成を進めるとともに、学校間はもとより、大津市子ども発達相談センター等との連携を進め、途切れない支援に努めます。また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、居住地交流や共同学習等により、子どもたち

が互いに理解し、助け合い、支え合う関係づくりを進めます。

- 5 スクールカウンセラーを学校に派遣し、巡回相談を実施するなど、子どもの育ちや学校生活の状況など、保護者が子育てに関して相談できる機会を充実させます。また、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、学校や関係機関等との連携による環境調整や支援の充実を図ります。
- 6 「特別の教科 道徳」や学級活動等を通して、一人一人の良さや違いを尊重し、認め合う関係づくりを進めます。また、子ども自らが、より良い学校生活や人間関係にするために考え、行動する機会を支援します。
- 7 グループエンカウンター*やソーシャルスキルトレーニング等の関係づくりの学習を通して、子どものコミュニケーション力や対人スキルの育成を図ります。
- 8 学校は、子どもの命を預かる場であることから、常に、危機管理意識を持つとともに、非常変災時においては、学校の危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。また、円滑な対処が行えるよう保護者や地域住民との連携を進めます。
- 9 学校は、子どもの発達段階に応じて、交通安全教室や避難訓練、応急手当講習等の実践的な学習を含めた安全教育を行い、危険を予測する力や自他の安全のために行動する力、地域の安全に貢献する姿勢など、安全に関する資質・能力を育成します。
- 10 学校は、子どもが感染症に対する正しい知識を身に付け、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの実施など、感染リスクについて自らで判断し、対策を実践できる力を育成します。また、可能な限り3密（密閉・密集・密接）を回避するなど、感染リスクを低減する対策を講じるとともに、教育活動の内容や方法を工夫することで、子どもの学びを保障する取組を進めます。
- 11 子どもの登下校中の交通事故や不審者対応のため、警察や道路管理者、子ども安全リーダー、スクールガード、地域関係団体等と連携し、安全対策を講じます。
- 12 学校施設については、定期的な点検を行い、必要に応じて修繕等を行うとともに、長期的な視点に立って大規模改修等の施設改修を進めます。また、トイレを含む学校施設の環境改善に努めます。

成果目標（指標）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査において 学校生活に関わる質問項目※1に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば 当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和元年度 大津市（全国） 小学校 86.9%（85.8%） 中学校 80.9%（81.9%） ※1 質問項目 「学校に行くのは楽しいと思いますか」				
74%	78%	82%	86%	90%
小中学校における個別の指導計画の作成率 ※令和元年度 71% ※特別な支援を要する児童生徒のうち、個別の指導計画を作成している割合				

主な事業

- ・ 道徳教育、人権教育の推進（学校教育課）
- ・ いじめ対策事業（児童生徒支援課、いじめ対策推進室）
- ・ 不登校対策事業（児童生徒支援課）
- ・ 特別支援教育の推進（特別支援教育室、幼児政策課）
- ・ 特別支援教育相談事業（特別支援教育室）
- ・ 子どもの発達相談事業（子ども発達相談センター）
- ・ 安全教育の推進（学校教育課、児童生徒支援課）
- ・ 通学路管理事業、スクールガード関係事業（児童生徒支援課）
- ・ 通学路安全施設整備事業（道路・河川管理課）
- ・ 交通安全啓発、地域ぐるみの防犯体制の整備（自治協働課）
- ・ 防災知識の普及（危機・防災対策課）
- ・ 学校園の施設整備（教育総務課、保育幼稚園課）
- ・ 学校施設の長寿命化改良事業（教育総務課）

アクション3 子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上

内容

本市では、平成23年10月にいじめ自死事件が起こったことに対し、二度とこのような悲しい事件が起きることのないよう、いじめ対策に取り組むとともに、当時の学校や教育委員会の対応の反省に立ち、信頼される教育の実現に向け、学校や教育委員会の意識を変える改革に取り組んできました。

そして、学校教育は子ども一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、社会の形成者として必要とされる資質を養う役割を担っており、学校は保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。こうした学校の日々の教育活動の積み重ねが、子どもはもとより、保護者や市民の「信頼」につながると考えます。

学校は、迅速、誠実な組織的対応や積極的な情報提供に努めるとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や「チームとしての学校」の考え方にに基づき、社会に開かれた学校運営を行います。また、教育委員会は、学校がこれらの実現に向け、主体的で自律した学校運営が行えるよう学校裁量の拡大を図ります。

一方、子どもと直接向き合う教員は、自己の崇高な使命や子どもの可能性を開く自主的・創造的な職業であることを深く自覚し、常に研究と修養に努め、自らの専門性の向上を図る必要があります。本市は、中核市として教職員の研修を行うこととなっています。教職員に必要な専門性の向上のための知識や技能を習得するための研修及び法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高めるための研修を本市の実態や課題に即し体系的に行います。

本市の学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを再認識し、子どもや市民から信頼される学校、教職員であることを目指します。

また、教職員が事務処理や生徒指導の対応等により、長時間勤務に至っている現状があります。教職員が、心身ともに生き生きと教育活動が行えるよう、超過勤務の縮減や健康保持、メンタルヘルス*対策などの総合的な働き方改革を進めます。

課題

「子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

①「多様化する価値観と学校の役割の課題」

情報化社会の進展や社会構造の変化に伴い、保護者や地域の学校教育に対する価値観やニーズが多様化しています。また、学校教育においては従来からの教育課題に加え、「Society5.0」時代に対応した次世代教育の推進等の新しい教育課題への対応も必要であり、子どもの教育に果たす学校教育の役割が変化しています。

②「教員の資質向上の課題」

学校教育の実践的専門家である教員としての力は、日々の教育実践や教員自らの研修と修養により向上するものですが、日々の様々な対応業務に追われ、自らの教育実践を振り返るとともに

新しい教育課題への対応など、自らの専門性の向上を図るために学び続ける時間を見出すことが難しい現状があります。

また、教員の年齢構成の不均衡により、若手教員を多く採用する必要性が生じ、専門性を高める途上にある若手教員が増加し、これまでの学校文化で培われた経験知や優れた指導技術等の伝承といった課題が顕在化し、魅力ある授業に結びつく教育活動を行うことが難しく、指導力が引き継がれないことや、教員としての力量に差が生じているという現状があります。

③「校園長の組織的対応、主体性や自律性の課題」

いじめ等の学校園で起きた問題への対応において、問題が長期化、深刻化するケースでは、校園長の強いリーダーシップによる組織的対応に課題があります。また、学校運営上の人的配置や予算等について、学校裁量の範囲が制限されていることから、校園長が自ら考えるビジョンの実現に向けた多様で自主的・創造的な教育活動の制約を受けているという現状があります。

④「教職員の法令順守等の意識と行動の課題」

不祥事防止に係る研修等を通して、教職員の倫理観、法令順守等の意識の向上を図っていますが、一部教職員による不祥事が発生することで、当該学校の子どもや保護者の信用を失うだけではなく、本市の教育に対する信用の低下につながっています。

⑤「教職員の長時間勤務の課題」

学校が担う業務の増加や児童生徒の生徒指導課題への対応等により、教職員が長時間勤務している実態があり、多忙な状況等からストレスを抱える教職員も少なくありません。

方針（進め方）

子どもと市民から信頼される教職員、学校となるために、次の4つの方針を掲げます。

- 1 校園長のリーダーシップの下、社会に開かれた主体的で自律した学校づくりを進めます。
- 2 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、自らの専門性の向上に努めます。
- 3 教職員一人一人が、コンプライアンス*意識を高め、不祥事防止を図ります。
- 4 教職員が心身ともに健康で職務が行えるよう働き方改革を進めます。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 校園長は、子どもや地域の実情、特色を踏まえつつ、目指すべき教育のビジョンを示し、子どもが総合的に成長できるよう人的・物的教育資源等をマネジメントして学校園の運営を行います。
- 2 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全ての小中学校で整備し、保護者や地域と協働して子どもを育てる体制を構築します。
- 3 学校は、「チームとしての学校」の考え方の下、多様な専門性を持つ人材と積極的に連携します。
- 4 学校便りやWEBページ等により、積極的に学校の教育活動や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）における協議内容等を周知、広報します。また、必要な事項について説明責任を果たします。
- 5 教育委員会は、学校が主体性を発揮して特色ある教育活動を行えるよう、規則や手順等の見直しも含めて、責任の明確化と学校裁量権の拡大を図ります。また、学校の裁量により予算執行できる

制度の創設についても検討します。

- 6 教育長、教育委員によるスクールミーティングを継続し、学校現場の課題や市民ニーズの状況把握に努め、課題にスピード感を持って対応します。
- 7 教員は、子どもの確かな成長につながるよう情熱を持って教育活動を行うとともに、「学び続ける教員」として、研究と修養に努めます。
- 8 校内研究や日常的な研修（OJT）を行うなど、学校における効果的、実践的な研修により、校内の人材の育成を図り、学校組織の強化につなげます。
- 9 教職員の研修を担う中核市として、教職員に必要な専門性向上のための知識や技能を習得するための研修及び法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高めるための研修を本市の実態や課題に即し体系的に行います。
- 10 教職員一人一人が、教育公務員としての使命を自覚した教育活動を行うとともに、自らのコンプライアンス意識や資質向上のために必要な研修に主体的に参加します。
- 11 学校において不祥事防止委員会を機能させるとともに、不祥事防止のための研修を具体的な事例を通して「自分ごと」として考えることができるなど、内容や方法を工夫し、教職員の意識向上につなげます。
- 12 職場の同僚に声をかけ、相談に乗れるなどのコミュニケーションが円滑、活発な職場環境づくりを進め、組織としての同僚性や自浄作用を高めます。
- 13 教職員の長時間勤務の縮減、事務負担の軽減や人的支援、業務の改善等の総合的な働き方改革を進めます。
- 14 教育委員会は、学校現場等の意見を踏まえつつ、従来から継続する事業や研修会、報告書等の目的や効果を検討し、必要に応じて廃止や簡易化等の見直しを進めます。

成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども：2.35 保護者：2.25	子ども：2.4 保護者：2.3	子ども：2.43 保護者：2.33	子ども：2.46 保護者：2.36	子ども：2.5 保護者：2.4
子ども・保護者による学校評価の評価点 （アンケート調査により確認）※平成27年度から令和元年度までの5年間平均 子ども 2.32 保護者 2.22（3点満点）				
小学校：30 時間 中学校：41 時間	小学校：28.5 時間 中学校：39 時間	小学校：27 時間 中学校：37 時間	小学校：25.5 時間 中学校：35 時間	小学校：24 時間 中学校：33 時間
教職員の在校等時間の減少（全教職員の月平均時間外在校等時間数の削減） ※令和元年度 小学校：月平均 31.5 時間 中学校：月平均 43 時間 （小学校・中学校ともに毎年 5%の削減を目標とする。小学校：-1.5 時間 中学校：-2 時間）				

主な事業

- ・教職員研修（教育センター）
- ・不祥事防止、コンプライアンスに関する研修（教職員室、教育センター）
- ・管理職のマネジメント力向上に関する研修（教職員室、教育センター）
- ・教職員の働き方改革の推進（教育総務課、教職員室、学校教育課）
- ・ストレスチェック*の実施（教職員室）
- ・スクールミーティングの実施（教育総務課）
- ・学校支援総合推進事業（学校教育課）
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）
- ・地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
- ・学校評価の実施と結果を反映した改善等（学校教育課）
- ・学校ホームページ等による情報提供（学校教育課）

アクション4 家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実

内容

子どもへの教育は、一人一人の発達過程を踏まえ、個性の伸長を図りながら、学びへの意欲を高め、自立に向けて必要となる基礎的・基本的な資質や能力を育み、人としての礎をつくることです。これを達成するため、未来を担う子どもの教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに密に連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えることが重要です。

保護者は、子どもの教育について、第一義的に責任を有し、家庭は、子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っています。家庭が、子どもにとって心安らぐ楽しい居場所であり、家族の信頼関係に基づく安定した情緒の中で人間性の基礎が形成される場となるよう、家庭教育の重要性を子どもの成長に関わる大人が再認識する必要があります。これを達成するため、家庭教育の充実につながる学習機会や啓発活動、相談活動の充実を図ります。

学校は、「開かれた学校」の趣旨を踏まえ、保護者や地域の思いや願いを踏まえた教育活動を行う必要があります。家庭、地域及び学校とのつながりを「協力」から「協働」へと深化させるため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を通して、「地域とともにある学校」及び「学校を核とした地域づくり」の実現に努めます。また、子どもの学びの可能性を広げるために、地域や企業、NPO*、大学等の人材及び場を積極的に学校教育に活用し、学校内にとどまらない「社会に開かれた教育課程」の編成を進めます。

いじめや児童虐待など、子どもが抱える課題に対しては、学校だけの対応にとどまらず、必要に応じて、「チームとしての学校」の考え方の下、弁護士、公認心理師*、臨床心理士等の専門職及び関係機関の指導・助言、サポート及び関与を得て、子どもにとって最適な対応が図られるよう努めます。

課題

「家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

①「社会構造の変化と家庭の教育力」

三世代世帯が減少し、核家族化するなど家庭の世帯構造が変化していることや、保護者の就労に伴い、子どもと接する時間が短くなっていることなど、これまでとは違い、家庭において子育てに時間をかけにくいという現状があります。また、子育てについて悩みや不安がある家庭も多くあります。

②「地域の担い手の不足や固定化」

地域の人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティが弱くなってきているとの指摘もあります。地域の関係団体を担う方も固定化し、次の担い手が不足している傾向にある地域もあります。

③「学校園の一貫した教育」

地域の中学校、小学校、幼稚園、保育園等においては、地域の子どもの育てることの重要性を考え、定期的な研修や連絡会を実施していますが、目指す姿や育てたい力を共有化し、地域学習

の内容の検討や幼児期から中学校卒業までの連続性、系統性を踏まえたカリキュラム編成をするなど、一貫した教育の推進に工夫の余地があります。

④「相談内容の多様化」

保護者が子どもに関して相談する内容は、発達に関すること、不登校に関すること、友達との関わりに関することなど多様化しています。

方針（進め方）

家庭教育と家庭、地域及び学校の協働を充実するために、次の5つの方針を掲げます。

- 1 家庭の教育力が高められるよう、保護者に対する家庭教育や子育てに関する学習機会の充実及び支援を進めます。
- 2 学校園での生活に関する保護者の悩みや不安に寄り添えるよう、学校園の教育相談の体制を整えます。
- 3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を通して、目指す子どもの姿や教育の方向性を熟議し、「地域とともにある学校」及び「学校を核とした地域づくり」の実現に努めます。また、学校は、保護者、地域関係者等への適切な情報提供を行い、説明責任を果たします。
- 4 いじめを始めとする学校で生じた問題等について、専門的な観点からの方策検討や対処が必要な場合には、積極的に「チームとしての学校」の考え方の下、弁護士、公認心理師、臨床心理士等の専門職及び関係機関と連携して対応します。また、地域の歴史や伝統文化等の地域の特色を生かし、社会に開かれた教育活動を行います。
- 5 教育委員会を始めとした関係機関は、必要に応じて学校に専門家を派遣し、定期的に情報を把握して、学校を支援する体制を整えます。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身に付けるには、家庭が重要な役割を担っているため、子どもに対して保護者が関わることの重要性について啓発活動を行います。
- 2 安心して子育てができるよう、子育て中の保護者同士や親子で交流できる場を増やすとともに、保護者同士のつながりや地域とのつながりの強化を促進します。
- 3 子どもの居場所づくりや多様な学習機会の提供を行うことにより、全ての子どもたちが成長していける環境の整備を図ります。
- 4 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全学校に導入します。
- 5 地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動と学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を一体的に推進します。
- 6 PTAや保護者会、地域関係団体と連携し、子どもにとってより良い教育環境となるように取組を進めます。
- 7 子どもサミットやボランティア活動など、子どもたちが自分たちの住む地域を学び、できることは何かを考え、行動する機会や場の確保を支援します。

- 8 地域の中学校、小学校、幼稚園、保育園等の連携を進め、育ちや学びの連続性を高めるため、定期的な連絡会や研修を行い、一貫性のある教育を推進します。
- 9 学校園は、保護者の子育て等に関する相談等に応じられるよう体制を整えます。「チームとしての学校」の考え方の下、必要に応じて保護者に関係機関を紹介するとともに、専門家の助言を得て、保護者の子育て等の支援に努めます。
- 10 教育相談センターや大津少年センターにおける保護者の子育てに関する相談活動を推進します。

成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
76%	80%	85%	90%	100%
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入率 ※令和元年度 67%（小中学校 55 校）				
子育て講座の保護者満足度の増加（新規）※				

※子育て講座の保護者満足度の増加（新規）：成果目標については、令和2年度中に設定する。

主な事業

- ・学校園における保護者相談（幼児政策課、学校教育課、児童生徒支援課）
- ・教育相談事業（教育相談センター）
- ・スクールカウンセラーの配置（児童生徒支援課）
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）
- ・地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
- ・家庭教育推進事業（生涯学習課）
- ・弁護士等の専門家の派遣（児童生徒支援課）
- ・児童館運営事業（子ども家庭課）
- ・子どもの学習・生活支援事業（福祉政策課、生活福祉課）
- ・子どもの居場所づくり事業（子ども家庭相談室、福祉政策課）
- ・放課後児童健全育成支援事業（児童クラブ課）
- ・公民館講座・子どもの居場所づくり事業（生涯学習課）

アクション5 持続可能な地域づくりを担う人材の育成

内容

今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性は更に高まっていくと考えられます。

そのため、様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域の課題解決のための学びの推進を図る必要があります。この場合、学習の拠点となる社会教育施設等の効果的な活用及び地域や学校、大学等との連携が重要です。

本市は、魅力ある自然環境や連綿と受け継がれてきた歴史・文化などを有しており、大津に関する学習を通して、郷土愛を育み、主体的に地域づくりに参画しようとする市民意識を醸成することが大切です。

課題

「持続可能な地域づくりを担う人材の育成」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

①「地域コミュニティのつながりの希薄化」

日本はかつて、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面において「支え合いの機能」が存在し、その中で社会保障的な役割の一部も補完してきました。しかし、人口減少や超高齢社会の進行、さらには価値観の多様化などにより、家庭・地域という生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

②「地域づくりを担う人材の育成」

少子化に伴う人口減少や超高齢社会の到来など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中にあるのは、社会の持続的発展に向けた地域課題の解決のための学びを推進し、地域の諸課題についての当事者意識を育むとともに、主体的に地域づくりを担う次代の人材の育成が求められています。

方針（進め方）

持続可能なまちづくりを担う人材を育成するため、次の3つの方針を掲げます。

- 1 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、食、地域防災・安全等について主体的に学ぶ機会の充実を図り、現代的・社会的な課題に対応した学習等を推進します。
- 2 全ての人々が、地域において世代を超えてお互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共にづくり、高めあう「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。
- 3 まちづくりや地域の課題解決等に熱意を持って主体的に取り組む人材を育成し、多様な関係主体との実践的な学びを通して、学ぶ仲間同士がつながり、学んだ成果をまちづくりや地域づくりに生かす生涯学習社会の実現に向けた取組を推進します。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 住民自らが課題を設定し、主体的に学ぶことができる出前講座などの学習機会の充実を図ります。
- 2 公民館講座などを通して、高齢者等の社会参加に対する意欲を高める学習機会の充実を図ります。
- 3 高齢者等がこれまで培った豊かな知識や技術、経験を生かし、生き生きと地域で活動できる取組を推進します。
- 4 性別、年齢、障害の有無、国籍の違いにかかわらず、多様性を認め合う共生社会の実現を図るため、市民や地域、学校が協働しながら、思いやりや助け合いの心など、人権に対する意識の醸成に努めます。
- 5 住民自らが計画し、実施する学習への支援と、今日的課題などをテーマとした学習機会の提供などを組み合わせ、「人権・生涯」学習を効果的に推進します。
- 6 公民館やコミュニティセンターが地域の身近な学習の拠点となるとともに、研修などを通して、公民館やコミュニティセンターの職員のコーディネート力の育成に努めます。
- 7 地域住民自らが社会を担う当事者であるという自覚を醸成する教育を推進します。
- 8 幅広い地域住民の参画を得て、活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実を図ります。
- 9 社会教育関係団体には、必要な知識や技術等に関する学習機会や団体相互の交流、情報交換を行う場などを提供するなど、市民活動の活性化やネットワークづくりを支援します。
- 10 大津人実践講座などを通して、地域や大学、事業者等と連携し、学んだ成果を地域づくりに生かすことができる実践的な学びの機会の充実を図ります。
- 11 住民の地域への愛着心を育み、学ぶ者同士がつながり、地域づくりのために主体的に行動できる「大津人」を育成します。

成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,800 人	2,850 人	2,900 人	2,950 人	3,000 人
市民の主体的な学び（出前講座利用者数）の増加 ※基準値 2,752 人（令和元年度）				
72%	74%	76%	78%	80%
出前講座利用者の満足度の増加 ※基準値 70%（令和元年度） ※講座利用者のアンケート調査により「とても良い」（5段階中最も良い評価）と回答した率				
310 人	320 人	330 人	340 人	350 人
大津人実践講座参加者数（延べ人数）の増加 ※基準値 298 人（令和元年度）				

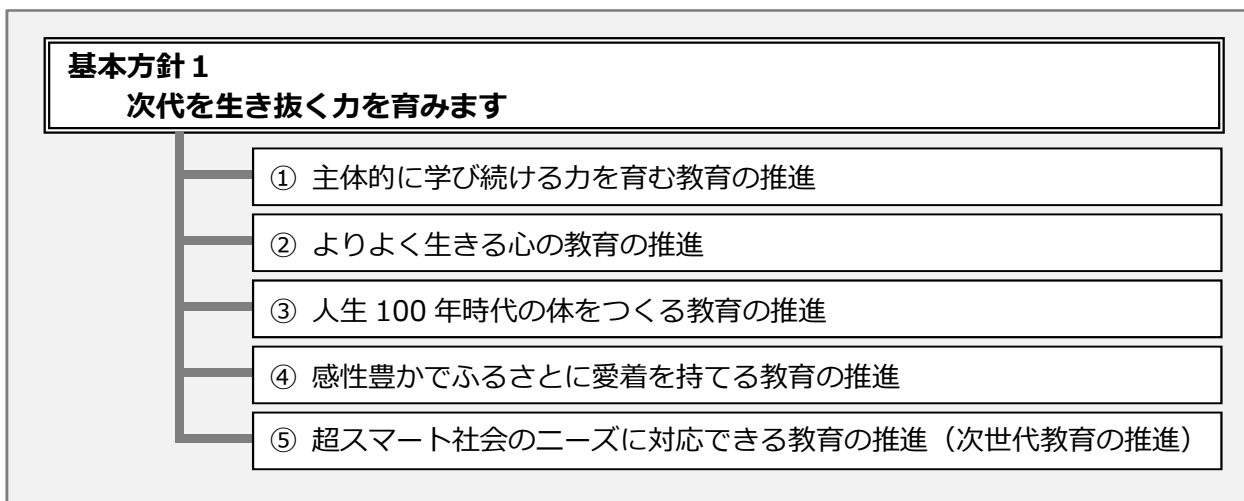
主な事業

- ・おおつ学推進事業（生涯学習課）
- ・大津市熱心まちづくり出前講座（生涯学習課）
- ・大津市生涯学習推進フォーラムの開催（生涯学習課）
- ・地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
- ・協働推進事業（協働のまちづくり推進室）
- ・郷土の学習（学校教育課）
- ・「人権・生涯」学習推進事業（生涯学習課）
- ・公民館・コミュニティセンターにおける主体的な学びの推進（生涯学習課・協働のまちづくり推進室）
- ・生涯学習センター管理運営事業（生涯学習センター）
- ・北部地域文化センター管理運営事業（北部地域文化センター）
- ・和邇文化センター管理運営事業（和邇文化センター）

第5章 施策体系

第3章に掲げる目指すべき教育の姿と人間像の実現に向けて、今後5年間で推進していく、教育分野に関する施策の全体像について、取り組むべき方向性を以降に示します。

基本方針1 次代を生き抜く力を育みます



① 主体的に学び続ける力を育む教育の推進

■課題・施策の必要性■

- 平成31年度（2019年度）の全国学力・学習状況調査において、本市の小中学生の「無回答率」が、全国平均と比べ高く、背景の一つに、学びに向かう力が弱いことが考えられます。
- 新学習指導要領において求められる子どもの資質・能力を高めるため、これまでの指導方法から転換を図り、教員の総合的な力量を高めることが求められています。
- 英語教育においては、児童生徒が英語に触れる機会を充実し、「使える英語」として子どもの力を育てることが重要です。
- 早寝早起きなどの生活リズムの向上やゲームやスマートフォン等の利用時間等のルール化、家庭学習の定着化など、子どもが学ぶ力を高め、自立・成長するための基礎的な土台づくりを家庭教育で進めていくことが必要です。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導方法や体制の転換を図り、子どもの学びを質的に高めます。
 - ・子ども一人一人の学びの状況に応じた、個別最適な支援に努めます。また、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業方法への転換を図ります。
 - ・小学校での教科担任制など、従来の枠を超えた指導体制を研究、推進します。
 - ・学校の主体性を重視しつつ、本市の方向性を示す先進的、実践的な取組を行う学校を設置します。
 - ・体験的な学習を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと地域の人材などの教育的資源を生かした活動を推進します。また、各教科の学習を実社会における課題の解決に活かしていくSTEAM教育*の視点を踏まえ、教科横断的に「カリキュラム・マネジメント」に取り組みます。
 - ・外部の専門家や民間企業、大学等の優れた知見や技術を積極的に活用します。
 - ・ICT機器等を積極的に活用した教育を進めます。
 - ・子どもの読書活動を推進し、幅広い見識や好奇心、言葉の力を育みます。
- (2) 英語教育等の充実に努めます。
 - ・小学校では、積極的に外国語指導助手（ALT）を活用します。1年生から「外国語活動」を開始し、高学年では基本的な表現によって「聞く」、「話す」に加え、積極的に「読む」、「書く」の態度の育成を図ります。
 - ・中学校では、「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の4技能を総合的に育成しながら、外国語指導助手（ALT）を積極的に活用し、英語を聞いたり話したりすることができる授業を推進します。そのために、教員は学習の内容や状況に応じて英語による授業を積極的に進め、英語にふれる機会を充実させます。
 - ・日本の伝統文化や大津の歴史、文化を学ぶ機会を大切にするとともに、外国の文化や生活、歴史を学び、多文化共生への理解を深めます。
- (3) 学びの芽生えを育む幼児期の教育を推進します。
 - ・主体的、自発的な遊びを生み出すために必要な環境を整え、好奇心や様々な気付き、発見、表現する喜びなど、知識や思考力、表現力等の学びに向かう力の基礎を育みます。
 - ・家庭との連携のもと、小学校以降の教育を見通しながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を念頭に遊びを通しての総合的な教育を進めます。
- (4) 子どもが自らの考えや思いを闊達に表現し、互いに認め、高め合える関係づくりを進めます。
 - ・他者とのより良い関係の中で、自らを表現し、認められ、成長を実感することを通して、子どもの自己肯定感を高め、新たな学びに向かう原動力につなげます。
- (5) 教員の専門性や指導力の向上を図ります。
 - ・学校は、組織的に校内研究や日常的な研修（OJT）を推進します。
 - ・教員は、自らの授業を振り返るとともに、他教員の授業や先進的な研究に触れることや、研

修に主体的に参加することなどを通して、指導力等の向上に努めます。・教育委員会は、教員の資質向上に係る研修を自らの課題に応じて受講できるよう研修体系を充実させ、本市の教育を担う教員の育成に努めます。

(6) 家庭、地域、学校が協働して、子どもの学びを支援します。

- ・子どもの学習の状況等を保護者に伝え、家庭と学校とが協働しながら、基礎的な生活習慣や自立心、社会性を育みます。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を通して、地域の子どもの姿や育ちを共有し、目標や願いをともにして、地域ぐるみで子どもの育成に努めます。
- ・校区内の保育園や幼稚園から中学校までの教員等が、学びのつながりを意識した教育活動を行い、スタートカリキュラムや小中一貫カリキュラムの作成を進めます。また、教育委員会は、学校制度のあり方として、義務教育学校や小中一貫校の設置を進めます。
- ・英語教育については、小学校高学年を対象に、より専門性の高い中学校教員が小学校において授業を行うことや、指導方法を検討するなど、小中学校の連携を進めます。

■主な事業■

- ・全国学力・学習状況調査の分析（学校教育課）
- ・アクティブ・ラーニングにかかる研究（学校教育課）
- ・教員の指導力向上に係る研修、学校訪問（教育センター、学校教育課）
- ・デジタル教科書、タブレット端末等のＩＣＴ機器の整備（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）
- ・読書活動の推進（学校教育課）
- ・幼児期の教育の充実（幼児政策課）
- ・小中学校への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置事業（学校教育課）

② よりよく生きる心の教育の推進

■課題・施策の必要性■

- 少子化や家族構成の変化等により、乳幼児期から子ども同士で関わり合って遊ぶ体験や人と関わる中で、主張しあったり、調整したりする経験が少なくなってきました。
- 価値観の多様化が進む中で、ライフスタイルの変化や人間関係の希薄化等、近年の社会環境を背景として、子どもの規範意識の低下、善悪の判断力や公共心の欠如などが課題となっています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 学校のすべての教育活動を通して、よりよく生きる心の教育を推進します。
 - ・「特別の教科 道徳」においては、道徳的な課題に対して子ども一人一人が自分のこととして捉え、向き合う「考え・議論する道徳」へと転換し、自他の生命を尊重する心や公共心、よりよい生き方について考えを深める道徳教育を推進します。
 - ・様々な人権課題に対して、人権週間の取組や地域の人権関係諸団体との連携を行うなど、子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの良さや違いを尊重し、認め合う人権教育に取り組みます。
 - ・車椅子やアイマスクの体験、異年齢とのふれあい体験など、子どもが体感、実感する体験的な教育活動を通して、互いに思いやり、支え合う心、自己有用感を育みます。
 - ・人権週間やいじめ防止啓発月間における児童会や生徒会の主体的な取組など、子ども自らが考え、行動する機会を大切にした教育を行います。
 - ・子どものコミュニケーション力や対人スキルを育成するため、ソーシャルスキルトレーニング等の学習を進めます。
 - ・学校における道徳教育等の参観を行うなど、家庭や地域に学校における取組を広げ、共に子どもの道徳性、人権意識の醸成に努めます。
 - ・幼児期の教育では、主体的な遊びを大切にした生活を通して、自立心や協調性、やりぬく力などの子どもの学びに向かう力や生活の支えとなる人間性を育みます。

■主な事業■

- ・幼児期の教育の充実（幼児政策課）
- ・人権教育の充実（学校教育課、生涯学習課）
- ・道徳教育の充実（学校教育課）
- ・保幼小中連携推進事業（学校教育課）
- ・学校支援総合推進事業（学校教育課）

③ 人生 100 年時代の体をつくる教育の推進

■ 課題・施策の必要性 ■

- 社会環境や生活様式の変化により、子どもが体を動かして遊ぶ場所、仲間、時間などが減少しています。「人生 100 年時代」をより豊かなものにする体づくりと健康の保持増進のために、学校教育において、運動への多様な関わり方を経験する機会を増やすことや自ら運動に親しむ資質や能力の育成が求められます。
- 朝食の欠食、偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加及び若年化、子どもの食生活の乱れが問題となり、健康に関する課題が多様化しています。

■ 基本方針及び施策展開の方向性 ■

- (1) 運動やスポーツの楽しさに気づき、主体的に体を動かす子どもたちの育成を目指します。
 - ・子どもが、体を動かすことの楽しさや心地良さを実感し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育むとともに、体力の向上と健康保持の基礎となる力を培います。
 - ・部活動指導員等の活用によって、運動部活動の推進と競技力向上を図ります。
 - ・子どもが、多様な運動やスポーツに関わり、経験できるよう、各スポーツ関係機関等との連携を図ります。
- (2) 心身の健康や望ましい食生活などについて自ら考え実践できる子どもの育成を目指します。
 - ・子どもが、運動や食事、睡眠等の生活習慣と心身の健康とのつながりや病気の予防について理解し、生涯にわたる心身の健康の保持増進のために自己管理する能力を育みます。
 - ・給食や各教科等における食に関する指導の中で、子どもたちが食事と体の関連について理解し、望ましい食習慣を身に付けることを目指します。
 - ・子どもが、感染症に対する正しい知識を身に付け、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの実施など、感染リスクについて自らで判断し、対策を実践できる力を培います。

■ 主な事業 ■

- ・体力向上事業（学校教育課）
- ・授業改善に関する事業（学校教育課）
- ・部活動の推進に関する事業（学校教育課）
- ・歯科保健に関する事業（学校教育課）
- ・健康教育の充実事業（学校教育課）
- ・食育*関係（衛生課、健康推進課、学校給食課）

④ 感性豊かでふるさとに愛着を持てる教育の推進

■課題・施策の必要性■

- 子どもたちが毎日の生活の中で、大津の自然や伝統文化について触れる機会が少なくなり、ふるさとへの愛着が薄れてくることが懸念されます。
- 子どもたちが地域の中で人との関わりを持つ機会が減り、社会の一員としての意識が希薄になってきています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 大津の良さを感じ、郷土を愛する心を育てます。
 - ・各教科や総合的な学習の時間において、各学校の創意工夫を生かしながら地域の歴史や文化、暮らしなど、地域を題材として実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験活動を進めます。
 - ・大津の寺社仏閣をはじめとする歴史的文化財を訪ねたり、伝統行事や芸能・文化に触れたりするなどの直接的な体験を行います。
 - ・子どもたちが家庭や地域の人とのつながりを深めながら、地域の行事や活動に積極的に参加するような取組を大切にします。
- (2) 社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を行います。
 - ・中学生チャレンジウィーク*では、地域の事業所や店舗等での職業体験や事前事後の学習を通じて、子どもたちが将来の夢を広げ、自分の進路を自分で選択できる力や将来の社会人として自立できる力を育成します。
- (3) 地域の身近な環境問題に目を向け、主体的に行動できる力を育てます。
 - ・植物や作物の栽培等の教育活動を通して、命や自然の大切さに気付き、主体的に自然に親しむ子どもを育成します。
 - ・葛川ふるさと体験学習やフローティングスクール*を通して、びわ湖やふるさと大津の自然を体感し、自然への理解と関心を高めます。
 - ・ごみ処理場や浄水場の見学、ヨシ刈りなどの体験活動を通じた環境学習を行い、環境保全に向けて行動しようとする気持ちを育てます。
- (4) 文化芸術活動等を通して、感性豊かな子どもを育てます。
 - ・音楽科や図画工作科、美術科などの教育活動を通して、感性や創造力を豊かに働かせ、思いや意図を持って、表現したり、鑑賞したりする資質や能力を育みます。

■主な事業■

- ・体験的学習推進事業（学校教育課） 体験活動の充実（幼児政策課）
- ・葛川ふるさと体験学習（葛川少年自然の家） 科学の子育成事業（科学館）
- ・青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動の実施（文化・青少年課）

- ・ 伝統文化ふれあい体験事業（文化・青少年課）
- ・ 環境学習関係（学校教育課、環境政策課）
- ・ 中学生チャレンジウィーク事業（学校教育課）

⑤ 超スマート社会のニーズに対応できる教育の推進（次世代教育の推進）

■課題・施策の必要性■

- 情報通信技術の進展は著しく、企業活動、教養文化活動、娯楽の世界まで、社会のあらゆる分野に情報化が進展しており、ＩＣＴを活用する人材育成は重要課題となります。
- 超スマート社会におけるコンピュータや機器等に児童生徒が主体的に関わる資質・能力や、情報モラル等、情報活用能力を育むため、ＩＣＴを活用した授業力が教職員に必要となります。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) ＩＣＴを活用した授業を積極的に行い、情報化社会において必要な資質・能力を育てます。
 - ・プログラミング教育を中心として、積極的にＩＣＴを活用した授業を行い、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
 - ・ＳＮＳやスマートフォンなどのインターネットを介しての危険性や適切な利用の仕方について考える学習など、情報モラルを身に付ける指導を行い、情報化社会において適正な行動を行うための基本的な考え方や態度を養います。
 - ・未来社会に必要な思考力・判断力・表現力を、プログラミング教育における論理的思考の育成を通して図ります。
- (2) 教員のＩＣＴを活用した授業実践力の向上を図ります。
 - ・教職員の情報活用力、ＩＣＴを活用した授業力育成を図るための研修を実施し、超スマート社会がもたらす変化に対応できる資質・能力の育成に努めます。
 - ・情報通信技術の進展、新しい技術、それに伴う課題など、変化に対応できる教員の資質・能力の育成のため、最先端技術と課題を学ぶ研修を行います。
- (3) ＩＣＴを活用した教育を推進します。
 - ・国の「ＧＩＧＡスクール構想」も踏まえながら、ＬＡＮ敷設やＰＣ機器の設置、デジタル教科書の活用など、ＩＣＴ環境を最適化できるよう計画的な整備に努めます。
 - ・個々の子どもに最適な学習課題を提供するＡＩ型ドリルの活用など、ＩＣＴの効果的な教育的活用を図るＥｄＴｅｃｈ*の視点を踏まえた教育のあり方について検討します。
 - ・優れた知見や専門性を持つ民間や大学、ＮＰＯ等との連携を図ります。
 - ・学校におけるＩＣＴ機器の活用とともに、家庭におけるインターネット環境に配慮しながら、家庭学習においてもオンライン教材、デジタルコンテンツを活用するなど、多様な学びの機会の保障の観点も踏まえたＩＣＴ教育を推進します。

■主な事業■

- ・プログラミング教育の研究・推進（教育センター、学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）
- ・ＩＣＴを活用した授業研究（教育センター、学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）
- ・教員のＩＣＴ機器等の利活用の推進（教育センター、学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）

- ・校務支援システムの保守・管理（学校ＩＣＴ支援室）
- ・学校ＩＣＴ環境整備事業（学校ＩＣＴ支援室）

基本方針２ 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

基本方針２

子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

- ① いじめ防止対策の総合的な推進
- ② 不登校対策と多様なニーズに合わせた教育の充実
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 安心・安全な学校づくりの推進

① いじめ防止対策の総合的な推進

■課題・施策の必要性■

- 学校におけるいじめの認知件数は年々増加しています。SNSを通じたいじめなど、学校では見つけにくいいじめも生じているなかで、いかにして、いじめの未然防止の徹底を図るかが問われています。
- 謝罪の機会が持たれ、一旦、解決したと思われても、同じ加害及び被害の関係性でいじめ事案が再発することがあります。被害側の尊厳の回復と加害側の内省や他者理解を十分に図るなど、再発防止の実効性の向上が必要です。
- いじめの背景にある要因への対処が困難であり、外部専門家等による支援の充実が求められます。
- 経験知の豊かな教員であっても、いじめの対処が困難となる場合があります。若手教員にあってはなおさらであり、具体的ないじめの傾向や特徴等の根拠を把握した上での対処が求められます。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 子どもをいじめから守り、社会全体での取組を推進するため、地域住民が子どもを見守り、寄り添い育てる意識をもつための啓発の充実を図ります。
- (2) 「二重三重の救済システム」によるいじめ事案の対処を進めます。
 - ・市長部局に相談調査専門員を配置し、学校・教育委員会とは別の立場で、子ども、保護者、市民等からのいじめに関する相談に対応するとともに、学校から信頼される関係づくり及び教育委員会とのさらなる連携に努めます。
 - ・大津の子どもをいじめから守る委員会による調査、調整等に加え、必要に応じて方策の提

言等を行うなど、より実効的ないじめ対策の実現につなげます。

(3) いじめは子どもの命に関わることとして、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、適切な対処に努めます。

- ・教職員は、子どもの変容を意識高く読み取るとともに、子ども支援コーディネーターを中心として、組織的な校内体制の充実を図ります。
- ・各種研修の充実を図り、いじめを含む児童生徒の問題行動の対処を的確に進めます。
- ・経験則に加え、いじめ事案のA I（人工知能）による深刻化予測に基づく対処、チェックリストを活用した組織的対応など、科学的なアプローチの活用を図ります。
- ・各学校の児童会・生徒会を主体とするサミットの取り組みなど、子どもが自らいじめをなくすための取組やグループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の関係づくりの学習を通じて、子どもによるいじめ防止の充実を図ります。
- ・地域住民による子どもの見守り活動等による「開かれた学校づくり」の取組を進めます。
- ・いじめを受けた子どもが再びいじめに関わることをないよう、被害子どもの尊厳の回復と加害子どもの内省と他者理解につながる学校対応の確立、福祉や医療等の専門家による直接的な支援を進めます。

■主な事業■

- ・いじめ対応研修プログラムに基づく研修の実施（児童生徒支援課、教育センター）
- ・いじめ事案のA I（機械学習）による深刻化予測、システムの活用（児童生徒支援課）
- ・子ども支援コーディネーターの専任配置（児童生徒支援課）
- ・外部専門家の派遣（児童生徒支援課）
- ・第三者調査委員会による重大事態の調査（児童生徒支援課）
- ・市民を対象としたフォーラムの開催（いじめ対策推進室）
- ・相談しやすい多様な相談窓口の整備（フリーダイヤル、手紙、面談、LINE）
（いじめ対策推進室・児童生徒支援課）
- ・大津の子どもをいじめから守る委員会の開催・対応（いじめ対策推進室）
- ・いじめに関する重大事態再調査委員会の設置（再調査実施時）（いじめ対策推進室）

② 不登校対策と多様なニーズに合わせた教育の充実

■課題・施策の必要性■

- 不登校児童生徒の在籍率は全国に比べて若干低い状況にありますが、個々の状況に応じたきめ細かな支援が不十分な場合があります。
- 部落差別解消推進法やヘイトスピーチ*解消法等、個別人権課題に関する法律が施行され、人権尊重の社会づくりに向けた取組が加速している一方で、近年の急激な情報化、国際化、少子高齢化など、様々な要因が絡まり、人権課題が多様化、複雑化しています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 将来の自立と社会参加につながる不登校対策を進めます。
 - ・不登校の要因の多様化を踏まえ、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣など、「チームとしての学校」の考え方のもと、専門職や関係機関の指導・助言やサポート、関与を得て、子どもにとって最適な対応が図られるよう努めます。
 - ・不登校の長期化、固定化につながらないよう、主に小学校への不登校対策巡回訪問を実施し、要因や背景を見立て、個々に応じた支援方策を学校と共に検討します。
 - ・不登校をはじめとして、子育てに関し、保護者が相談できる体制づくりに努めます。
 - ・不登校の児童生徒が、適応指導教室（ウイング）における仲間との活動や学習を通して、自分の良さを発見しながら、人間関係づくりに慣れ、自信をつけて、再登校や社会的自立が目指せるよう支援に努めます。
 - ・フリースクール*等、民間団体との協力のあり方について検討します。
 - ・不登校が生じないような魅力ある学校づくりを推進します。
 - ・高校進学後の不登校や中途退学などにより困難を抱える生徒や若者への支援について、相談窓口の設置や少年センターにおける支援・相談活動を行うとともに、県教育委員会や関係機関との連携を進めます。
- (2) 子どもの個性や多様性を認め、かけがえのない存在として互いを尊重する教育を充実します。
 - ・子どもたちが安心して学び、活動できる関係づくりや、一人一人を大切にした授業づくりを行います。
 - ・いじめや差別を許さない学級づくりを心がけるとともに、正しい認識のもと、違いを受け入れ多様性が尊重される関係づくりを行います。
 - ・悩みや不安を抱える子どもが相談しやすいような信頼関係づくりや、身体の性にとらわれない選択ができる配慮や支援に努めます。

■主な事業■

- ・教育相談事業（教育相談センター）

- ・不登校対策事業（教育相談センター）
- ・適応指導教室事業（教育相談センター）
- ・一般相談事業、無職少年対策就労・就学支援事業、立ち直り支援事業（少年センター）
- ・子ども若者育成支援推進事業（文化・青少年課）
- ・人権教育の充実（学校教育課）

③ 特別支援教育の充実

■課題・施策の必要性■

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、多様な子どもの状況や発達段階を踏まえた支援が求められています。
- 幼児期から特別な教育的支援を必要とする子どもが増えており、保護者への対応も含めた学校の役割が増大しています。
- 子どもの発達や情緒、行動に関する相談窓口が、福祉、教育、保健と複数にわたり、子どもの成長（年齢）によって、支援担当機関が交替する状況にあります。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 子どもの成長や発達を継続的に把握します。
 - ・一人一人の教育的ニーズの把握、早期からの関係機関との連携、組織的・計画的な特別支援教育*指導体制の充実を図ります。
 - ・学校間のもとより、すこやか相談所や子ども発達相談センター、教育相談センター等の関係機関との連携を進め、就学前、就学へのつなぎ、就学後のサポートなど、途切れない支援に努めます。
 - ・個々の子どもの状況を把握し、効果的で継続的な支援を図るため、教育支援計画や個別の指導計画の作成を進めます。
- (2) 一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を充実し、将来の自立につながる力を育てます。
 - ・すべての教育活動を通じて、子どもたちが互いを対等な存在として理解し、共に助け合い、支え合える関係づくりを進めます。
 - ・県立養護学校との居住地交流や特別支援学級の子どもの共同学習など、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育を推進します。
 - ・ユニバーサルデザイン*の観点から、学級経営や学習指導のあり方を見直します。
 - ・特別支援巡回相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、的確なアセスメント*、個々の児童生徒のニーズにあった支援に努めます。
 - ・ことばの教室や通級指導教室など、多様な学び、支援の場を用意し、きめ細かな支援の充実に努めます。
 - ・外部機関との連絡調整、保護者相談の実施など、特別支援教育コーディネーター*を中心として学校の組織体制を整えます。

■主な事業■

- ・特別支援教育充実事業（特別支援教育室）
- ・幼児期の特別支援教育（幼児政策課）

- ・特別支援教育相談事業（特別支援教育室）
- ・子ども発達相談事業（子ども発達相談センター）

④ 安心・安全な学校づくりの推進

■課題・施策の必要性■

- 登下校中の子どもが犯罪や交通事故に遭う事案が全国的にも多く発生しています。
- 夏季における熱中症の危険性が高まっています。
- 新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を契機として、学校における、より一層の感染症対策が求められています。
- 台風や地震など、学校管理下において、危険等が発生した場合の対応について、保護者や地域住民等と連携して子どもの安全を確保する体制づくりが必要です。
- 子どもが自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成することが求められています。
- 子どもが一日を過ごす学校において、老朽化が進む学校施設が多く、安全面での対応が必要な場合があります。

■基本方針及び施策展開の方向性■

(1) 子どもの安全を最優先にした対応を図ります。

- ・学校園は、非常変災時においては、学校園が作成する危機管理マニュアルや防災マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。また、年度初めに、全教職員が共通理解するとともに、訓練等の結果をもとに見直しを進めます。
- ・熱中症については、暑さ指数(WBGT)*の実測値に基づき、体育科の学習や部活動の制限などを行い、子どもを熱中症から守る対応を図ります。
- ・感染症対策については、可能な限り3密(密閉・密集・密接)を回避するなど、感染リスクを低減する対策を講じるとともに、教育活動の内容や方法を工夫することで、子どもの学びを保障する取組みを進めます。
- ・学校園は、学校安全計画に基づき、定期的に避難訓練や防犯訓練を実施するなど、実践的に子どもの安全意識を高めるとともに、安全な社会づくりに参加、貢献しようとする資質や能力の育成を図ります。
- ・教職員は、学習場所や学習内容に伴う危険性の点検確認、子どもの体調や様子の確認など、危機管理意識を常に持ち、子どもの命を最優先に考えた教育活動を行います。
- ・子どもの登下校中の交通事故防止や不審者対応のため、警察や子ども安全リーダー、スクールガード*、地域関係団体等と連携して見守り活動を行います。

(2) 子どもの安全確保のための環境を整えます。

- ・通学路及びキッズゾーン周辺の安全確保については、毎年度、地域関係者や学校、警察、道路管理者、関係課等で合同点検を行い、交通安全の視点のみならず、防災・防犯の視点も踏まえ、必要な安全対策に努めます。
- ・学校園は、定期的に点検を行い、必要に応じて教育委員会と連携し、修繕、改修等の対応を

行います。また、トイレを含む学校施設の環境改善に努めます。

- ・学校施設については、学校規模の適正化や公共施設のあり方も踏まえ、長期的な視点に立って、大規模改修を含めた教育環境の整備を進めます。

■主な事業■

- ・通学路管理事業（児童生徒支援課）
- ・通学路安全施設整備事業（道路・河川管理課）
- ・スクールガード関係（児童生徒支援課）
- ・交通安全啓発、地域ぐるみの防犯体制の整備（自治協働課）
- ・防災知識の普及（危機・防災対策課）
- ・学校園の施設整備（教育総務課、保育幼稚園課）
- ・街頭補導活動（少年センター）

基本方針3 次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います

基本方針3

次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います

- ① 主体的で自律した学校の創造
- ② 学校教職員の資質の向上と人材育成
- ③ 社会に開かれた学校、産官学民連携の推進
- ④ 持続可能な社会に対応する教育への変革

① 主体的で自律した学校の創造

■課題・施策の必要性■

- 人的配置や予算等の学校裁量の範囲が制限され、校園長が自ら考えるビジョン実現のための多様な創造的な教育活動を制約している現状があります。
- 保護者や地域の学校教育に対する価値観やニーズの多様化、従来からの教育課題に加え、新しい教育課題への対応等により、子どもの教育に果たす学校教育の役割が変化しています。
- 地域の特色や願いを踏まえつつ、学校の課題を解決していくために、校園長の学校組織をマネジメントする力が求められています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

(1) 自主・自律的な学校づくりを進めます。

- ・校園長は、子どもや地域の実情、特色を踏まえつつ、目指すべき教育のビジョンを示し、子どもが総合的に成長できるよう人的・物的教育資源等をマネジメントして学校園の運営を行います。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、保護者や地域と協働して子どもを育てる体制を構築します。
- ・学校園の便りやWEBページ等により、積極的に学校の教育活動を周知、広報します。また、必要な事項について説明責任を果たします。
- ・教育委員会は、学校が主体性を発揮して特色ある教育活動を行うことができるよう、施策や事業の展開を図り、規則や手順等の見直しも含めて、責任の明確化と学校裁量権の拡大を図ります。
- ・教育長、教育委員によるスクールミーティングを継続し、学校現場の課題や市民ニーズの状況把握に努め、課題にスピード感を持って対応します。

(2) 学校の組織対応力を高めます。

- ・学校は子どもの命を預かる場であることから、常に危機管理意識を持つとともに、校長のリーダーシップのもと、危機管理マニュアルに基づく迅速かつ適切な対応や、子どもの安心、安全を最優先にした対応を図ります。
- ・教職員の危機管理能力やマネジメント力を高めるため、キャリアステージ*に応じた体系的な研修を行います。

■主な事業■

- ・教職員研修（教育センター）
- ・管理職のマネジメント力向上に関する研修（教職員室、教育センター）
- ・スクールミーティングの実施（教育総務課）
- ・学校支援総合推進事業（学校教育課）
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）
- ・地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
- ・学校評価の実施と結果を反映した改善等（学校教育課）
- ・学校ホームページ等による情報提供（学校教育課）

② 学校教職員の資質の向上と人材育成

■ 課題・施策の必要性 ■

- 教員の学校教育の実践的専門家としての力量は、日々の教育実践や教員自らの研究と修養により向上するものですが、日々の様々な対応に追われ、自らの教育実践を振り返るとともに新しい教育課題への対応等、自らの専門性の向上を図るために学び続ける時間を見出すことが難しいのが現状です。
- 教員の年齢構成の不均衡から専門性を高める途上にある若手教員が増加し、これまでの学校文化で培われた経験知や優れた指導技術等の伝承の課題が顕在化し、魅力ある授業に結びつく教育活動を行うことが難しく、教員としての力量に差がある状況にあります。
- 様々な教育課題に対応するため、また、教職員のキャリアステージに応じた研修を行うため、教育委員会内の横の連携や研修内容の質と量のバランス等、効果的な研修の充実が求められています。

■ 基本方針及び施策展開の方向性 ■

- (1) 自己啓発力を高め、教育課題に対応できる資質・能力の育成を図ります。
 - ・教員は、子どもの確かな成長につながるよう情熱を持って教育活動を行うとともに、「学び続ける教員」として、研究と修養に努めます。
 - ・教職員の研修を担う中核市として、教職員に必要な専門性向上のための知識技能の習得とともに、法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高める研修を本市の実態や課題に即して体系的に行います。
 - ・特別支援教育・教育相談等対応、生徒指導対応など、個別の教育課題に高い専門性を持ち、実践できる優れた指導力等を持つ教員の育成に努めます。また、そのような優れた専門性や指導力を持つ教員を認定するスーパーティーチャー制度（仮称）の実施を推進します。
 - ・校内研究や日常的な研修（OJT）を行うなど、学校における効果的、実践的な研修により、校内の人材の育成を図り、学校組織の強化につなげます。
- (2) ふるさと大津の未来を展望する教員を育成します。
 - ・大津の資産（歴史・自然・文化・産業）から学ぶ機会を増やし、大津の良さを理解する研修を実施するとともに、未来の大津を支える子どもを育てる実践力の育成に努めます。
 - ・現場のニーズに合う研修の充実に努め、現場や地域の教育課題等に対応するため、地域別の研修について検討します。

■ 主な事業 ■

- ・教職員研修事業（教育センター）
- ・学校園教育研究委員会事業（学校教育課、幼児政策課、教育センター）
- ・大学等との連携（教育センター、学校教育課）

③ 社会に開かれた学校、産官学民連携の推進

■課題・施策の必要性■

- これからの社会を担う子どもの育成については、閉ざされた学校空間における教育活動に終始せず、地域や社会、さらには世界に目を向け、より幅広い視野で教育活動を行うことが求められています。
- 社会のグローバル化や人工知能（A I）などの技術革新が加速度的に進み、学校や子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化する中、地域の人的・物的資源を活用したり、大学や民間企業と連携してその知見やノウハウを活用したりすることにより、質の高い教育を提供して社会が求める人材を育成することが今後ますます必要です。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 地域や社会とのつながりを大切にし、地域や社会に開かれた教育を進めます。
 - ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を通して、目指す子どもの姿や教育の方向性を熟議し、「地域とともにある学校」の実現に努めます。
 - ・学校教育目標の具現化に向けて、各学校が地域の特色を生かし、多様な人々とのつながりを大切にした教育活動を行います。また、教科間の内容を相互に関連付けて横断的に教育活動を行うなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、子どもの学びの質を高めます。
 - ・学校は、保護者や地域社会に対して、自校の取組を積極的に発信、提供をします。
 - ・子どもや保護者、地域関係者による評価を生かしながら学校改善を図ります。
- (2) 地域、大学、民間企業などとの連携を進めます。
 - ・地域の人的・物的資源を積極的に教育活動に活用し、地域に愛着を持ち、社会に貢献しようとする子どもの育成に努めます。
 - ・子どもの学びの可能性を広げるために、地域や企業、NPO、大学等の人材や場を積極的に学校教育に活用します。
 - ・民間企業の知見やノウハウを生かしながら、時代や社会のニーズに合った教育を検討します。

■主な事業■

- ・特色ある教育課程の編成（学校教育課）
- ・学校支援総合推進事業（学校教育課）
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）
- ・学力調査（学校教育課）
- ・外国語指導助手（A L T）派遣（学校教育課）
- ・大学、民間企業等との連携推進（学校教育課、教育センター）

④ 持続可能な社会に対応する教育への変革

■課題・施策の必要性■

- 地球環境に対する理解、自然に対する畏敬の念や命を大切にする心の育成など、持続可能な社会の担い手となる子どもの育成が求められています。
- 学校が担う業務の増加や児童生徒の生徒指導課題への対応等により、教職員の長時間勤務に至っている現状があります。
- 一部の地域で近年宅地開発が進み、児童生徒数が増加していますが、市全体としては、全国と同様、少子化が進み、児童生徒数が減少しています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた教育活動を行います。
 - ・ 貧困や人権、エネルギー問題、平和、国際協力などの学習を通して、教育の観点から持続可能な社会、地球環境につながるよう取組を進めます。
- (2) 教職員の働き方改革を進め、持続可能な指導体制の構築に努めます。
 - ・ 教職員の長時間勤務の縮減、事務負担の軽減や人的支援、業務の改善等、総合的な働き方改革を進めます。
 - ・ 教育委員会は、学校現場等の意見を踏まえつつ、従来から継続する事業や研修会、報告書等、その目的や効果を検討し、廃止や簡易化等の見直しを進めます。
 - ・ 衛生委員会*等の実施により、職場環境の改善に努めます。
 - ・ ストレスチェック等の実施により、教職員の健康保持、メンタルヘルス対策を行います。
- (3) 長期的な視点を持ち、学校規模の適正化について検討します。
 - ・ 「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン*」に基づき、地域や保護者と共により良い教育環境づくりを進めます。
 - ・ 学校の適正化は、地域全体のまちづくりと関わることから、市全体の公共施設マネジメント*との整合性を図りながら、関係部局と連携します。

■主な事業■

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動（学校教育課、児童生徒支援課）
- ・ 教職員の働き方改革（教職員室、教育総務課）
- ・ ストレスチェックの実施（教職員室）
- ・ 産業医の配置（教職員室）
- ・ 衛生委員会の設置（教育総務課）
- ・ 学校施設の長寿命化と規模等適正化（教育総務課）

基本方針4 社会全体で子どもを育てます

基本方針4

社会全体で子どもを育てます

- ① 家庭・地域の教育力の向上
- ② 子どもを育てる環境づくりの推進
- ③ 「チームとしての学校」の推進

① 家庭・地域の教育力の向上

■課題・施策の必要性■

- 三世帯世帯が減少して核家族化するなど、家庭の世帯構造の変化や共働き世帯の増加に伴い、身近に相談できる人がいないなどの家庭の孤立化、孤独化が進んでいます。そのため、子育てや子どもとの関わりについての悩みや不安を抱える家庭に対し、支援が必要となっています。
- 個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、人間関係の希薄化が進む中、互いに支え合う意識の低下、地域コミュニティの弱体化が指摘されています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

(1) 家庭・地域の教育力の向上を促進します。

- ・子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなどの基本的倫理感、自立心や自制心などを身に付けるには、家庭が重要な役割を担っています。子どもに対する保護者の関わり方の重要性について啓発活動を行います。
- ・保護者の悩みや不安を軽減し、家庭の教育力が高められるよう、保護者に対する家庭教育や子育てに関する学習機会の充実、支援を進めます。
- ・安心して子育てができるよう、子育て中の保護者同士や親子で交流できる場を増やすとともに、保護者同士のつながりや地域とのつながりを促進します。
- ・子どもの時からの読書習慣の定着や自主的な読書活動推進のため、子どもが読書に親しむ環境を整備するとともに、家庭における読書活動の普及・啓発を進めます。また、読書活動の意義や重要性について、社会全体での取組みを推進し、広く市民へ発信を行います。

(2) 保護者や子どもが地域の人と触れ合う機会を創出します。

- ・子どもの遊びや生活が豊かになるよう、地域の様々な人との触れ合いを促進し、地域が連携して子どもの育ちや見守りに協力します。

■主な事業■

- ・家庭教育推進事業（生涯学習課）
- ・子ども読書活動推進事業（生涯学習課）
- ・母子健康教育（健康推進課）
- ・子育て地域活動支援事業（子育て総合支援センター）
- ・幼稚園子育て支援事業（幼稚園）（幼児政策課）
- ・地域子育て支援事業（保育園）（幼児政策課）
- ・子ども若者育成支援推進事業（文化・青少年課）
- ・青少年の地域ふれあい体験活動、見守り活動、あいさつ運動の実施（文化・青少年課）

② 子どもを育てる環境づくりの推進

■課題・施策の必要性■

- 少子化や核家族化の進行、女性の就業率の上昇、共働き世帯の増加などを背景に、子育てと仕事の両立に不可欠な保育施設の充実や子育てに悩む親への支援体制の整備が必要となっています。
- 子どもを取り巻く環境が変化している中、子どもが利用する保育施設における保育の質の向上や健全育成のために、子どもたちが安心して遊ぶことができ、子育て仲間が交流して、子育ての悩みを安心して相談できる場が不足しています。
- 子どもが生まれ育った環境によって、生活困窮状態から抜け出せない、いわゆる貧困が連鎖している傾向があります。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 保育環境の充実を図ります。
 - ・多様な保育ニーズに対応することによる保護者支援と、子どもの最善の利益を保障するための保育の質の向上のバランスに考慮しながら、保育の受け皿の確保と保育の質の向上を図ります。
 - ・就職フェアや保育園見学等の取組を実施して、新規保育士の採用や潜在保育士の復帰を図るとともに、保育現場の就労環境の改善を行うことによる就労の継続支援を行うことで、保育士不足の解消を図ります。
- (2) 子どもを取り巻く環境の改善を図ります。
 - ・児童館やつどいの広場等の活動を通じて、子ども達への健全な遊びの提供や居場所づくりのほか、親子、子ども同士、親同士の交流を深める活動を行います。また、子育てサークルや子育てボランティア、子育て支援活動を行う地域団体の育成も図ります。
 - ・多様な学習機会と居場所の提供を行うことにより、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける環境の整備を図ります。
 - ・児童虐待件数も増加していることから、専門職の配置等により、迅速かつ適切な対応が図れるように体制整備を図ります。

■主な事業■

- ・地域子育て支援事業（保育園）（幼児政策課）
- ・幼稚園子育て支援事業（幼稚園）（幼児政策課）
- ・子ども・子育て支援事業（幼児政策課）
- ・児童館運営事業（子ども家庭課）
- ・子どもの学習・生活支援事業（福祉政策課、生活福祉課）

- ・子どもの居場所づくり事業（子ども家庭相談室、福祉政策課）
- ・公民館講座・子どもの居場所づくり事業（生涯学習課）
- ・放課後児童健全育成支援事業（児童クラブ課）
- ・養育支援訪問事業（子ども家庭相談室）
- ・児童手当支給事業（子ども家庭課）
- ・就学援助費事業（学校教育課）
- ・児童扶養手当支給事業（子ども家庭課）
- ・保育人材確保総合対策事業（保育幼稚園課）
- ・保育施設の整備促進（保育幼稚園課）
- ・子育て地域活動支援事業（子育て総合支援センター）

③ 「チームとしての学校」の推進

■課題・施策の必要性■

- 情報化社会の進展や社会構造の変化に伴い、子どもを取り巻く環境が変化し、保護者や地域の学校教育に対する価値観やニーズが多様化しています。学校だけではなく、保護者や地域とともに協働しながら子どもの育ちを支える必要があります。
- いじめや不登校、貧困や児童虐待などの課題に対して、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携、分担し、組織的に諸課題に対応することが必要です。

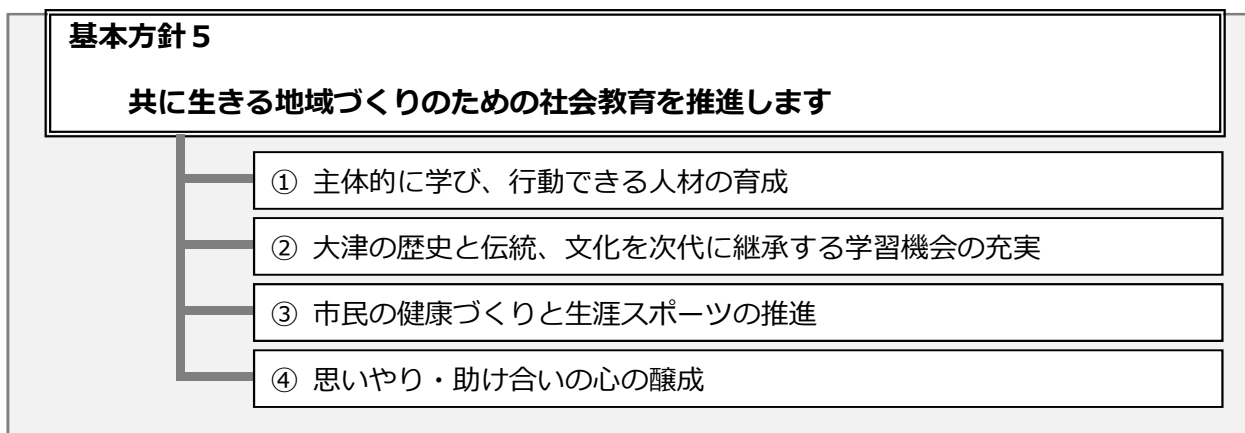
■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 家庭、地域と協働し子どもの育ちを支えます。
 - ・家庭や地域、学校、関係機関等が、互いに協働して子どもの育ちを支えるとともに、子どもたちが、自分が住む地域を学び、できることはないかを考え、行動する機会や場を支援することで、地域への愛着を育み、地域の次代を担う子どもの成長を支えます。
 - ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、本計画期間内に全学校に設置します。
 - ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を通して、目指す子どもの姿や教育の方向性を熟議し、「地域とともにある学校」および「学校を核とした地域づくり」の実現に努めます。
 - ・PTAや保護者会、地域関係団体とともに、子どもにとってより良い教育環境となるよう取組を進めます。
 - ・学校は、保護者や地域関係者等への適切な情報提供を行います。
 - ・子どもの学びの可能性を広げるために、地域や企業、NPO、大学等の人材や場を積極的に学校教育に活用し、学校内にとどまらない「社会に開かれた教育課程」の編成を進めます。
 - ・地域の中学校、小学校、幼稚園、保育園等の連携を進め、育ちや学びの連続性を高めるため、定期的な連絡会や研修を行います。
- (2) 専門家と連携し、子どもにとって最適な対応が図られるよう努めます。
 - ・いじめをはじめとして学校で生じた問題等、専門的な観点からの方策検討や対処が必要な場合には、積極的に「チームとしての学校」の考え方のもと、弁護士や心理、福祉の専門家、関係機関等と連携、役割分担して対応します。
 - ・教育委員会をはじめとして、関係機関は、学校に派遣する専門家を準備し、定期的に情報を把握して、学校をサポートする体制を整えます。

■主な事業■

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）
- ・地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
- ・スクールカウンセラーの配置（児童生徒支援課）
- ・弁護士等の専門家の派遣（児童生徒支援課）

基本方針 5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します



① 主体的に学び、行動できる人材の育成

■課題・施策の必要性■

- 人生100年時代を迎え、生きがいを持って心豊かに生きることができるよう、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識、技術、経験を生かし、活躍ができる「学び」と「活動」の循環の形成が必要です。
- 近年の生活環境の変化や社会の情報化が進み、また、「読書離れ」や「活字離れ」が進む中、様々な情報を正しく理解し、整理し、幅広い知識を身につけていくことがこれまで以上に重要となっています。
- 社会構造の変化やライフスタイル、価値観の多様化によって、社会的課題が多様化・複雑化する中で、一人一人が互いに認め合う共生社会の実現に向け、多様な関係主体との連携・協働によって課題を解決する、持続可能なまちづくりの取組が必要です。
- 人口減少、少子高齢化の進行などによって、自治会加入率の低下や地域コミュニティの希薄化が深刻化しており、また、地域活動の担い手の減少や固定化、一人一人に対する負担の増大も課題となる中、地域のまちづくりの次代を担う人づくりが必要です。

■基本方針及び施策展開の方向性■

(1) 「学び」と「活動」の循環を形成します。

- ・いくつになっても自らの力を磨き、地域で積極的に活躍し、地域と関わりながら居場所や生きがいを持ち、その人らしく暮らせるための学習機会を充実します。
- ・高齢者の学びの成果が地域課題解決のためのボランティアや世代間交流など多様な活動の場につながるよう支援します。

- ・学びと活動が循環し、個人の成長と地域の活性化につながる生涯学習社会の構築を目指します。

(2) すべての市民が本に親しむ環境づくりを進めます。

- ・「大津市図書館の基本的運営方針」に基づき、市民が知る喜びや学ぶ楽しさを実感できるよう、読書環境の整備や未利用者の図書館利用を促進するための方策の推進に努めるとともに、読書による主体的な学びを通して人づくりやまちづくりにつながる支援をします。

(3) 共に生きる地域づくりに結びつく学習を推進します。

- ・地域の人それぞれが協働して課題解決していくためには、多様性を認め合いながら共生していくことが重要となり、その根底を支える体系的な人権教育の推進と主体的な人権学習の充実を図ります。
- ・公民館・コミュニティセンターが、地域の身近な学習の拠点となるとともに、公民館・コミュニティセンターの職員のコーディネート力の育成に努めます。
- ・まちづくりにつながる学習の機会や学ぶ者同士のネットワークづくりの機会を提供します。
- ・様々な地域課題を地域住民と市が共有し、共に解決していくための仕組みづくりを進めます。

(4) 大津や地域への誇りや愛着を醸成し、地域づくりを担う人材を育成します。

- ・大津の歴史や文化に関する学習を通して、地域への誇りや愛着を育む教育を推進します。
- ・まちづくりの当事者としての意識“市民性”を高める意識の啓発に努めます。
- ・学んだ成果を「まちづくり協議会*」や「地域学校協働活動」などの地域活動に生かす仕組みを推進します。
- ・生涯学習に取り組む団体が参加する生涯学習推進会議の拡大・充実を図ります。
- ・地域の魅力や課題について学び、人と人、人と地域がつながり、まちづくりに行動する実践的な学習に取り組み、地域づくりを担う人材を育成します。

■主な事業■

- ・公民館、コミュニティセンターにおける主体的な学びの推進（生涯学習課、協働のまちづくり推進室）
- ・生涯学習センター管理運営事業（生涯学習センター）
- ・北部地域文化センター管理運営事業（北部地域文化センター）
- ・和邇文化センター管理運営事業（和邇文化センター）
- ・人権教育、人権学習の推進（生涯学習課）
- ・大津市熱心まちづくり出前講座の推進（生涯学習課）
- ・大津市生涯学習推進フォーラムの開催（生涯学習課）
- ・地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
- ・協働のまちづくり推進（協働のまちづくり推進室）
- ・おおつ学大津人実践講座の開催（生涯学習課）
- ・図書館資料整備事業（図書館）

② 大津の歴史と伝統、文化を次代に継承する学習機会の充実

■課題・施策の必要性■

- 大津は歴史や文化、伝統などが豊かで魅力に溢れていますが、実際に触れる機会があっても、その奥深さや魅力を一層理解することができます。
- 文化芸術活動や文化財などの文化資源を把握し、地域住民のみならず、全国に向けて発信することは、その価値に対する理解や評価につながります。
- 都市化や生活様式の変化などにより、歴史文化を子どもや若者などの次世代に継承する機会が次第に少なくなってきました。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- (1) 大津の歴史や文化、伝統などを保存・継承します。
 - ・価値ある魅力的な歴史的・文化的資産や、連綿と受け継がれてきた歴史文化、地域に密着した生活文化を次世代へ継承していきます。
 - ・歴史文化、地域に受け継がれる生活文化を継承していくため、文化活動拠点の充実を図ります。
 - ・未指定文化財の把握・調査を実施し、指定を進めるとともに、指定文化財などの保存修理に対する支援を行います。
- (2) 大津の歴史や文化などに触れられる学習機会を創出します。
 - ・大津市歴史博物館や大津市埋蔵文化財調査センターを活用し、多くの人々に歴史の面白さや重要さを伝え、本物に触れる機会を充実します。
 - ・子どもや若者が歴史文化に触れる機会を創出し、拡大することで、これらを大切にする人材の育成を図ります。

■主な事業■

- ・歴史文化基本構想の周知及び取組の推進（文化財保護課）
- ・未指定文化財の指定（文化財保護課）
- ・指定文化財の保存修理への財政補助（文化財保護課）
- ・地域の歴史文化や生活文化を継承する文化祭等開催事業（文化・青少年課）
- ・地域住民と連携した学区の歴史文化を学ぶプログラムの充実（歴史博物館）
- ・埋蔵文化財発掘調査現地説明会の開催（文化財保護課）
- ・市内文化財の継続的な調査結果の情報発信（講座・展覧会等）（歴史博物館）
- ・小中学校と連携した普及活動（小中学校の学習内容に対応）（歴史博物館）
- ・伝統文化ふれあい体験事業（文化・青少年課）
- ・発掘調査成果展（速報展）の開催（埋蔵文化財調査センター）
- ・考古学体験講座（勾玉作り・火おこし・拓本等）の開催（埋蔵文化財調査センター）
- ・史跡・遺跡の現地見学会の開催（埋蔵文化財調査センター）

③ 市民の健康づくりと生涯スポーツの推進

■課題・施策の必要性■

- 年齢や障害の有無に関わらず、市民の誰もが生涯を通じてスポーツを楽しめるよう、スポーツをより総合的に提供していくとともに、気軽に運動・スポーツができるよう、スポーツの機会の充実を図ることが必要です。
- 子どもの体力低下がみられることから、子どもがスポーツを楽しみ、たくましく成長できるよう、子どもの運動・スポーツ活動の機会の充実を図ることが必要です。
- 地域における若い世代の運動・スポーツ大会の参加が減少している中で、地域スポーツにより取り組めるよう、地域でのスポーツ活動の充実を図ることが必要です。
- 誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、「見る」「支える」スポーツ環境の充実を図ることが必要です。
- 障害のある人のスポーツの機会を一層充実させていくとともに、障害者スポーツに対する理解を広げていくことが重要です。

■基本方針及び施策展開の方向性■

(1) 生涯スポーツを推進します。

- ・市民総スポーツの機会づくりとしてウォーキングコースの紹介やB I W A・T E K Uアプリ*等の活用によりウォーキングの推進を図ります。
- ・子どもが楽しみながら運動・スポーツに取り組み、大人に成長してからもスポーツの楽しさを実感できるよう、学校や地域のスポーツ団体と連携し、日常的に運動ができる機会を創出します。
- ・地域の指導者が中心となり、誰でも気軽に取り組むことができるニュースポーツ*の普及を図ります。
- ・フェイスブック*やツイッター*など、SNSを活用し、気軽に運動・スポーツが見られるよう、またできるよう、スポーツイベントの情報発信を積極的に行います。
- ・障害のある人のスポーツ活動参加の機会の充実として、大会参加の支援やスポーツを通じた地域交流の推進を行います。

■主な事業■

- ・まちづくり健歩運動推進事業（市民スポーツ課）
- ・スポーツ推進委員設置事業（市民スポーツ課）
- ・市民体育大会等開催助成事業（市民スポーツ課）
- ・体育団体等活動助成事業（市民スポーツ課）
- ・体育振興事業（市民スポーツ課）

④ 思いやり・助け合いの心の醸成

■課題・施策の必要性■

- 児童虐待、体罰、いじめなどの子どもを取り巻く課題が多様化や複層化していることから、家庭、地域、学校及び専門機関の連携がますます重要になります。
- 高齢者へ就職差別や身体的・経済的虐待、財産管理問題など、高齢者に対する人権侵害なども見られます。
- 男女共同参画社会の実現においては、性的指向・性自認（SOGI）*を理由とする偏見や差別、DVなどの人権を侵害する事象も発生しています。
- 障害のある人を取り巻く環境では、理解や配慮は十分とはいえず、共生社会の実現に向けた障害のある人の自立と社会参加が阻まれています。
- インターネットによる人権侵害では、その匿名性や情報発信の容易さから人権に関わる様々な問題が発生するなど、新たな人権問題が生起しています。

■基本方針及び施策展開の方向性■

- （１）人々が多様な個性や互いの違いを受け入れ、共に認め合い、助けあう社会の実現を目指し、人権教育や啓発活動などを通じて人権尊重の意識を高めます。
 - ・新たに生起する人権問題を含めた学習機会の提供や研修を行い、人権に関する学習意欲を喚起し、生涯を通じて人権尊重の意識を高めます。
 - ・人権啓発活動を推進し、市民運動としての自主的な人権・生涯学習活動を支援します。
 - ・人権学習を推進するためのリーダー養成に努め、地域における主体的な学習活動を支援します。

■主な事業■

- ・「『人権・生涯』学習推進協議会」への支援等（生涯学習課）
- ・「人権を考える大津市民のつどい」の共催（人権・男女共同参画課、生涯学習課）
- ・「人権を守る大津市民の会」による人権啓発の推進（人権・男女共同参画課、生涯学習課）
- ・今日的な人権課題を内容とした教員研修、初任者研修（教育センター）

第6章 計画の推進に当たって

1. 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局が所管する分野も含むため、大津市の組織が一体となって、施策の横断的、総合的な推進を図ります。

また、国や県の教育施策の状況、本市の最上位計画である大津市総合計画に基づく教育施策の進捗状況、関連計画の施策や事業の進捗状況などとの整合を図り、本計画に定める施策の円滑な実施に努めます。

さらに、本計画に関わる施策の着実な実施に当たって、学校だけではなく、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動による取組も含め、家庭や地域の住民、企業・事業所、NPOなど、様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組み、それぞれの教育力を結集して社会全体で本計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理と見直し

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のマネジメントサイクル）の考え方にに基づき、重点アクションにおける成果目標の進捗管理を行うとともに、本計画の推進に係る適切な事業経費配分にも十分に留意しながら、実効性のある計画推進に努めます。

また、重点アクションの内容を実現するための施策や事業の評価を踏まえ、総合的に進捗管理を行い、その結果を広く公表していきます。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や財政状況など、大津市の教育行政を取り巻く環境や課題の変化に柔軟かつ適切な対応ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

さらに、国の制度や施策の変更、教育改革の動きに適切に対応していきます。

3. 計画の周知

計画の推進を図るためには、学校園や家庭、地域の参画も重要であることから、市民一人一人が主体となって、自らが学び、教育についての関心を高めていくとともに、相互に連携して社会全体で施策の推進に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市における教育の課題や目指すべき教育の姿と人間像、取組の内容などが共有できるよう、様々な機会を通じて関係者への周知を図ります。また、広報紙やホームページなどによる積極的な情報発信を行います。

資料編

1. 用語解説

あ行

○アセスメント

支援を求めている対象が、これからどうしようと思っているのか（主訴）、対象の特性がどのように主訴に関わっているのかなど、様々な情報を元に総合的、多角的に見立てること。

○暑さ指数（WBGT）

人間の熱バランスに影響の大きい、気温、湿度、輻射熱（ふくしゃねつ）の3つを取り入れた温度の指標で、熱中症の危険度を判断する数値のこと。

○いじめ防止実践プログラム

子どもたち自らが、いじめを未然に防ぐための社会的スキルを学ぶ授業プログラム。

○インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のあるものと障害のないものが共に学ぶこと。

○英語外部検定試験

主に英語の4技能（聞く・話す・読む・書く）を測る民間企業等による試験。GTECや英検、TOEFL、TOEICなどが代表的。

○衛生委員会

職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成、促進等を目的として設置する労働安全衛生の調査審議機関。大津市においては、市長部局に「大津市安全衛生委員会」、教育委員会に「教育委員会衛生委員会」を設置している。また、職員50人以上の市立学校園には、労働安全衛生法第18条に基づく衛生委員会を設置し、産業医の指導助言のもと、適切な安全衛生管理に努めている。

○大津人（おおつびと）実践講座

大津に関する学習を通して、受講生同士の仲間作りを行うとともに、地域の現状、課題に気づき、地域課題解決のための手法を学ぶことで地域づくりの核となる人材育成を目的とする講座。

○大津市立小中学校規模等適正化ビジョン

宅地開発による児童生徒数の増加に伴う教室等の学校施設の不足、少子化による将来的な児童生徒数の減少などを踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、長期的な視点に立った学校規模等の適正化に関する方向性等をとりまとめた計画。

か行

○外国語指導助手（ALT）

Assistant Language Teacher。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する外国語を母国語とする指導助手。

○学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

地域・家庭・学校が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法）に基づいた仕組み。

○学校業務改善アドバイザー

学校現場における業務改善が改善されるよう、文部科学省が教育委員会からの求めに応じて派遣し、継続的かつきめ細かな助言や支援等を行う専門家。

○学力定着プログラム（光ルくん調査）

児童が自ら学習に取り組む習慣の定着を図るため、児童の学習状況を把握し、その結果の分析に基づいた学校の授業改善を行うプログラム（本市では「光ルくん調査」と名づけている）。

○学校評価

学校教育法に基づき、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

○カリキュラム・マネジメント

各学校が教育課程（カリキュラム）の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に進め、教育の質を高めること。

○キャリアステージ

経歴や職歴、経験のレベル。

○教科担当制・担任制

教員が専門科目ごとに授業を担当（担任）する制度。中学校や高等学校で広く採用されている制度。

○グループエンカウンター

教育相談、カウンセリングの手法の一つで、参加者が相互のやり取りを通じて自分自身について学ぶグループトレーニング。

○教職員の研修を担う中核市

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条において、中核市の特例として、県費負担教職員の研修は中核市の教育委員会が行うこととされています。

○公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

○公認心理師

心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・分析及び、その者に対する助言・指導等を行う日本の心理職国家資格。

○子育てステーション事業

地域の未就園児の親子が集い、親子で遊んだりおしゃべりをしたりしながら、子育ての情報交流ができる場を提供している事業。

○コミュニティセンター

コミュニティの仲間がグループ活動、社会的支援、広報およびその他の目的で集まる公共の場所・施設。

○コンプライアンス

法令遵守。法令や規則、社会的規範や倫理などを遵守すること。

さ行

○持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成される国際社会共通の目標。

○主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）

一斉講義型の授業ではなく、学習者である生徒が能動的に学ぶことができる学習方法。

○小中一貫カリキュラム

小学校と中学校の一貫性を持たせた体系的な教育課程（カリキュラム）。

○食育

食べ物への感謝、食事のマナーなどの社会性、食事の重要性や心身の健康など、子どもが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう行う教育。

○情報通信技術（ICT）

Information and Communication Technology。人同士のコミュニケーションに関わるコンピュータの使い方や通信によるコミュニケーションの活用法。

○人生100年時代

個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能となった時代、超長寿社会。

○スーパーティーチャー制度

優れた指導力を持つ教職員を「スーパーティーチャー」として認定し、教員研修の講師や公開授業、授業カウンセリングを担い、他の教員に指導技術等を伝授する取組。

○スクールガード

地域住民の方が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の見守りなどを行う、学校安全ボランティア。

○スクールカウンセラー

学校等の教育機関において、子どもたちの心のケアを行う心理の専門家。

○スクールソーシャルワーカー

学校等の教育機関において、児童・生徒の家庭環境等の問題に対し、福祉的な観点から問題の解決や支援を行う福祉の専門家。

○スクールミーティング

学校現場等が抱える様々な問題を早期に把握し、迅速に対応するため、教育長・教育委員が小中学校等に出向き、教員や児童生徒などと直接意見交換を行う場のこと。

○スタートカリキュラム

小学校に入学した子どもが、幼児期の教育における遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい小学校生活に円滑に移行していくための教育課程（カリキュラム）。

○ステークホルダー

組織が行う活動によって直接的または間接的な影響を受ける利害関係者のこと。

○ストレスチェック

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、労働者のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査のこと。

○性的指向・性自認（SOGI）

好きになる人の性別 Sexual Orientation（性的指向）と、自分の性別についての認識 Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉。

○全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的し、2007年より日本全国の小学校6年生、中学校3年生を対象として行われている調査。教科に関する調査と生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査がある。

○ソーシャルスキルトレーニング

学校生活や社会生活において、良好な人間関係を築くために必要な能力や技能を身に付けるための訓練や練習。

た行

○地域学校協働活動

地域の高齢者、保護者、NPO、企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

○中学生チャレンジウィーク

中学生がキャリア教育の一環として、将来社会人・職業人として自立していく力を身に付けられるよう、地域の事業所等における5日間程度の職場体験。

○ツイッター

Twitter。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で、「ツイート」と呼ばれる半角280文字（日本語、中国語、韓国語は全角140文字）以内のメッセージや画像、動画、URLを投稿できる。

○デジタル教科書

紙媒体ではなく、写真や画像を拡大したり、音声で確認したりすることができるデジタル化された教科書。

○電子黒板

文字や図、イラストなど、ボード上に書き込んだ内容を電子変換することで、プリンタ出力やデータ保存、スキャン送信が可能となった電子化されたホワイトボード。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

○特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育推進のため、校内委員会、研修の企画・運営、関係機関等との連絡・調整、保護者等からの相談窓口の役割を担う教員。

な行

○ニュースポーツ

20 世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群。

は行

○働き方改革

一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取組のこと。一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求していくことを目的とする。

○ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

○フェイスブック

Facebook。世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で、実名での登録し現実の知り合いとインターネット上でつながることが可能である。

○プラットフォーム

基盤や土台、環境を意味する言葉。

○フリースクール

主に不登校の子どもたちを受け入れる民間の教育施設。

○フローティングスクール

滋賀県教育委員会が主催する事業。学校教育の一環として滋賀県の全ての小学5年生を対象に、びわ湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型（一泊二日）の体験。

○プログラミング教育

2020 年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むことを目的とした教育。

○ヘイトスピーチ

主に人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見など、個人や集団が抱える欠点と思われるものを誹謗・中傷、貶す、差別するなどし、さらには他人をそのように煽動する発言（書き込み）のこと。

ま行

○まちづくり協議会

少子高齢化やライフスタイルの多様化など、地域を取り巻く環境の変化により、地域活動の担い手不足などが課題となる中、概ね小学校区を単位として、協議に基づき地域の課題は地域で解決することを目的とした住民主体の自治組織のこと。当該地域の住民、各種団体、事業者など多様な主体を包括した地域を代表する地域自治組織。

○メンタルヘルス

精神面における健康、こころの健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。

や行

○ユニバーサルデザイン

「できるだけ多くの人々が利用可能であるデザインにすること」を基本コンセプトとし、障害の有無・年齢・性別・国籍の違いをはじめ、様々な人が利用しやすいようなデザイン。

ら行

○ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

A～Z

○B I W A－T E K Uアプリ

楽しみながら運動などの健康増進活動が継続できるよう滋賀県内の市町等が連携して開発した、ポイント獲得型の健康推進アプリ。

○E d T e c h

教育 (Education) とテクノロジー (Technology) を融合させた造語。教育とテクノロジーを融合によって生まれる教育手法・スタイル。

○G T E C

Global Test of English Communication。民間企業が実施する、使える英語力を絶対評価で測定するスコア型の検定。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の英語力を測定する。レベルによって「Core」「Basic」「Advanced」「CBT」の4つの問題タイプに分かれる。

○I o T (モノのインターネット)

Internet of Things。身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。

○L I N E

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) で、スマートフォンやパソコンに対応し、インターネット電話やテキストチャットなどの機能を有する。

○N P O

Non-Profit Organization、または、Not-for-Profit Organization。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

○O J T

On-The-Job Training。実務を通じて業務を学ぶ人材育成の手法。

○P T A

Parent-Teacher Association。各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。

○S N S

Social Networking Service。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

○Society5.0 (超スマート社会)

「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会。「フィジカル空間 (現実空間)」と「サイバー空間 (仮想空間)」とを融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

○STEAM 教育

Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育